令和3年度・第1回
台東支部研修会

『 GビズIDを取得し、電子申請にチャレンジ 』

プライム

東京都社会保険労務士会中央統括支部台東支部
IT委員会/支部電子化推進員
松澤 晋平

自己紹介

松澤 晋平（マツザワ シンペイ）
社会保険労務士・キャリアコンサルタント・その他

現在
台東支部IT委員長として支部HP/SNS運用・メール管理を担当。
支部電子化推進員もしています。
東京会デジタル・ＩＴ化推進特別委員会の委員もまたすることになりそうです。

会社員時代(ITに関する部分だけで言うと…)
・ITハードウェア資材の仕入れ販売の業務
・社内SE

学生時代のIT黎明期(win95の頃)にhtmlでホームページ作成を趣味で行っていました。
それを活かして、自分の事業、事務所のHPの製作のほか、支部HPや社労士他隣接士業のHP製作をしています。

今回の目的

- 最近話題のGビズIDプライムを取得して電子申請を始めよう

0. 前提としてやっておくこと
1. GビズIDとは？
2. GビズIDの種類
3. GビズIDプライムの取得
4. メンバーアカウントを作る
5. 利用時の注意点・活用法
   - 電子証明書との違い
   - 労基法関係の電子申請では…
   - 委任対応？
   - 届書作成プログラムで申請
6. 事前に寄せられた質問の回答
7. まとめ

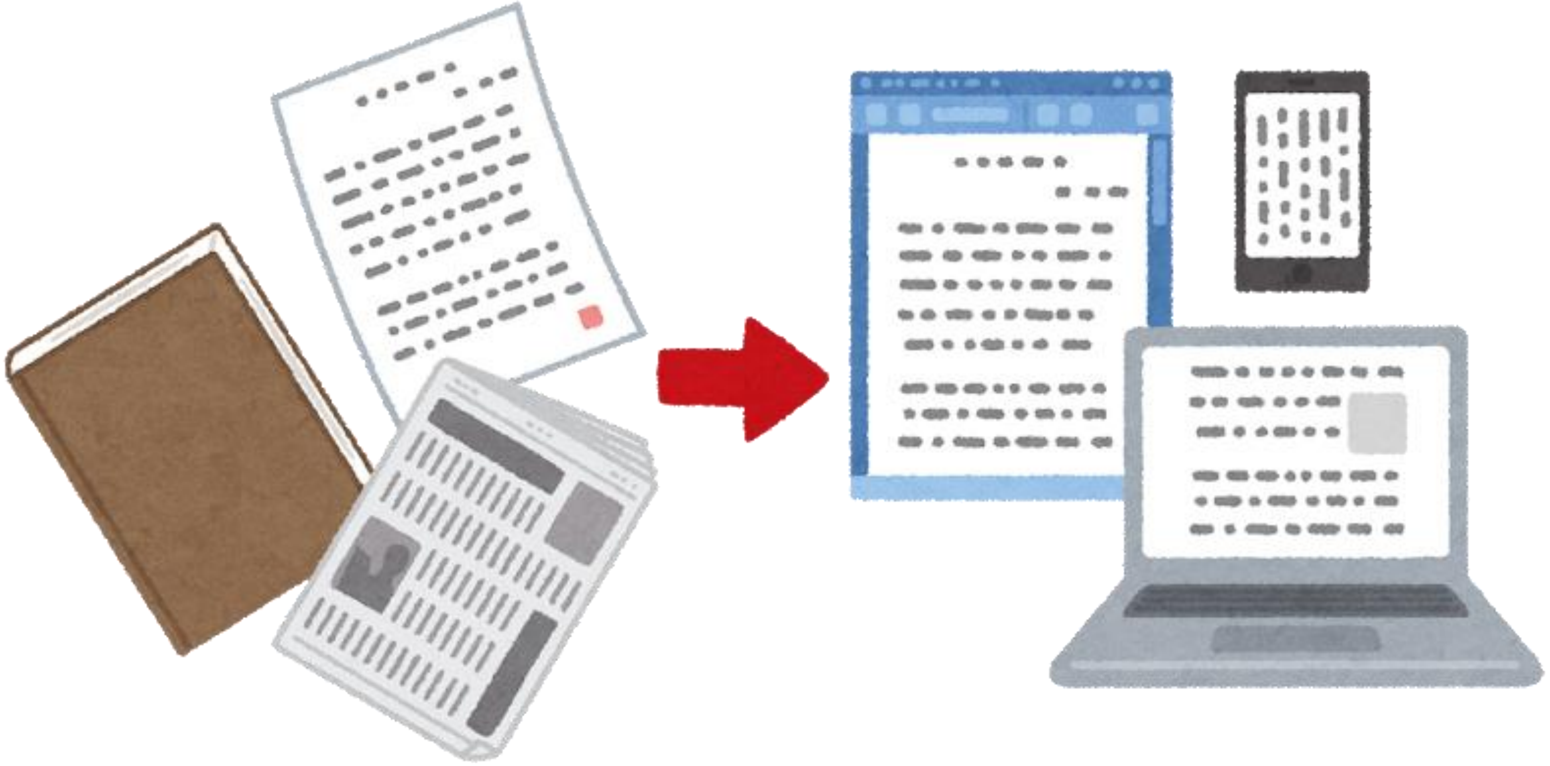

0.前提としてやっておくこと

- 雇用保険の照合省略の申出書の提出

  提出元 社労士

  提出先 所属の都道府県会 経由 都道府県労働局

  認可とその通知の発行 都道府県労働局

[ダウンロードはこちら](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000793802.docx)
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000793802.docx

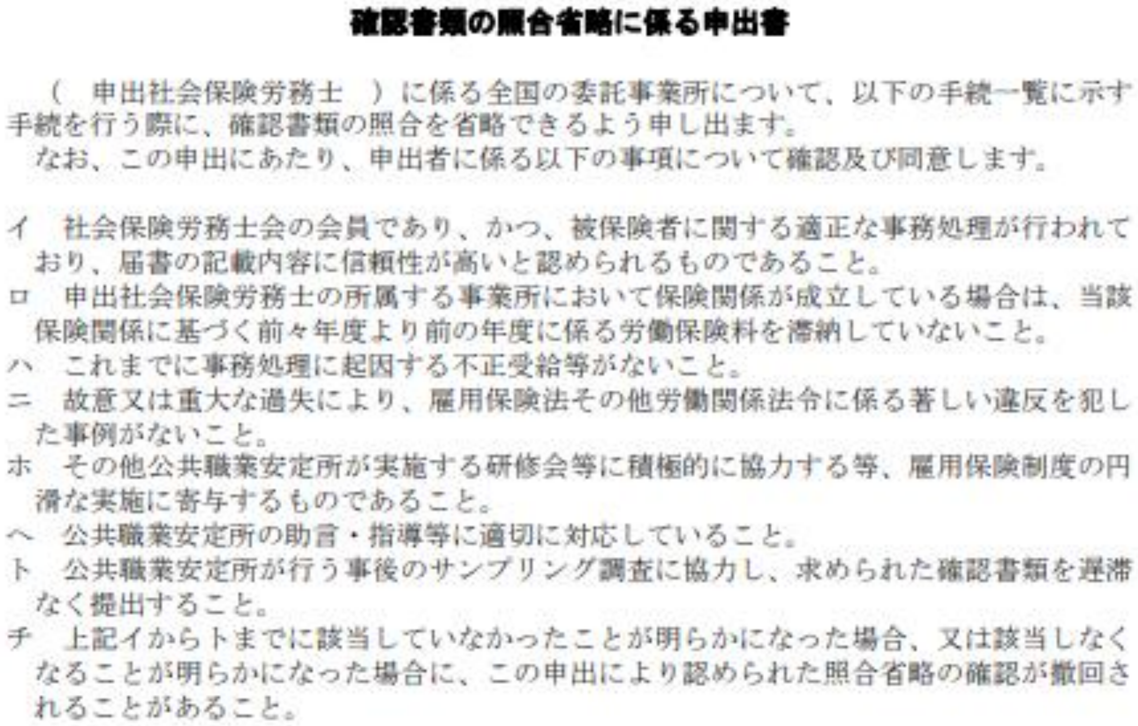

確認書類の照合省略に係る申出書

（　申出社会保険労務士　）に係る全国の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を行う際に、確認書類の照合を省略できるよう申し出ます。
なお、この申出にあたり、申出者に係る以下の事項について確認及び同意します。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　申出社会保険労務士の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。
チ　上記イからトまでに該当していなかったことが明らかになった場合、又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この申出により認められた照合省略の確認が撤回されることがあること。

◆省略できる届書等

(A) 資格喪失届（離職証明書）

① 離職年月日の確認

② ⑧～⑫欄（賃金支払基礎日数、賃金額の確認、賃金台帳、出勤簿又はタイムカード等との照合）

(B) 雇用継続給付

① 高年齢雇用継続給付
雇用されていることの事実、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類
※生年月日を確認できるものは省略不可

② 育児休業給付
賃金の額及び賃金の支払状況を証明することができる書類
※母子健康手帳等、育児の事実を確認できる書類は省略不可

③ 介護休業給付
出勤・休業の状態が確認できる書類、賃金の支払状況を確認できる書類
※住民票記載事項証明書等、介護対象家族の氏名・続柄・性別・生年月日等が確認できる書類及び介護休業申出書は省略不可

◆照合省略が認められた後でも、次のいずれかに該当したときは、撤回されます。

① 労働保険・雇用保険関係法令に違反したとき。

② 労働保険・雇用保険関係の事務処理を怠ったとき。

③ 届出内容について確認不十分等により、著しく不適正であると認められるとき（事務処理担当者の交替等により著しく事務処理水準が低下した場合も含む）。

④ サンプリングによる事後調査に協力しないとき。

⑤ その他、照合省略の対象事業主と認めるに適当でない行為があったとき。

「確認書類の照合省略に係る申出書」をご提出いただき、

照合省略の認可を受けた場合、賃金台帳等の**添付書類の省略が可能**になります

※ 離職理由を確認するための書類等、省略できない書類もあります

ポイント

- ◆ 認可を受けるには「過去の取扱い実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるもの」等の一定要件があります
- ◆ 認可を受けた場合は、電子申請を含む雇用保険関係の手続きについて離職票、賃金月額証明書、各雇用継続給付支給申請書※に係る賃金台帳・労働者名簿・出勤簿(タイムカード)の添付が省略できるようになります（※支給申請書については事務組合提出不可）
- ◆ 電子申請の場合は「離職証明書の記載内容に関する確認書」「被保険者の確認を得られない理由について(事業主の疎明書または社会保険労務士の疎明書)」の添付も省略できます（後日確認させていただく場合がありますので、書類の取得と保存をお願いします）
- ◆ 認可を受けた場合であっても、事後に行うサンプリング調査にご協力いただくことがあります
- ◆ 照合省略を認めるに不適切な行為があった等の場合は、認可を取り消す場合があります
- ◆ 申出書の提出先は事業所の所在地を管轄するハローワークです

照合省略に関するお問い合わせは
事業所管轄のハローワークへ

ご注意ください

※届出期限に遅延がある場合は確認資料の 添付が必要となります
　また、届出内容について確認する必要がある場合、追加で書類の提出をお願いする場合があります

※離職理由を確認するための書類(雇用契約書・退職届等)や事実確認資料(対象者の本人確認資料や休業に係る申出書等)は省略できません

※省略可能書類・記載内容等ご不明な点があれば、あらかじめハローワークへお問い合わせください

雇用保険関係の手続きは電子申請が便利です
詳細はe-Gov のホームページをご確認ください

e-Gov（イーガブ）　e-Gov　検索

本社一括申請について

本社が照合省略事業所となっていて、さらに本社が定期的に支社の事務処理担当者へ研修等を実施しているなど、支社を含めた適正な届出を行うことができる場合には、本社の所在地を管轄するハローワークに「本社一括における照合省略承認申請書」を提出し、承認されれば、支社も照合省略の対象となります

1	2	3	4	5
事業主（本社）	ハローワーク	事業主（本社）	ハローワーク	事業主(本社・支社)
確認書類の照合省略に係る申出書 を ハローワークへ提出	承認の可否について審査 ↓ 事業所あてに結果を通知	**承認**された場合 **本社一括申請における照合省略承認申請書** を ハローワークへ提出	承認の可否について審査 ↓ 事業所あてに結果を通知	**承認**された場合 **支社分の届出等も照合省略の対象となります** 照合省略OK

0.前提としてやっておくこと

- 提出代行証明書の取り交わし

社労士と事業主

押印欄がなくなったこともあり、取り扱いには極めて高い倫理観を求められます。

ダウンロードはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000793809.doc

提出代行に関する証明書

令和　　年　　月　　日

○社会保険労務士事務所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○社会保険労務士事務所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○社会保険労務士氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○登録番号 □□□□□□□□

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○事業所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○事業主氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

社会保険労務士記入欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

Gビズ IDによる申請の場合、
社会保険労務士証票コピー貼付（表面）
※電子証明書による申請の場合は、貼

Gビズ IDによる申請の場合、
社会保険労務士証票コピー貼付（裏面）
※記載がある場合のみ

1.GビズIDとは？

- 経済産業省による、法人・個人事業主向けの横断的な行政サービス認証システムの名称です。

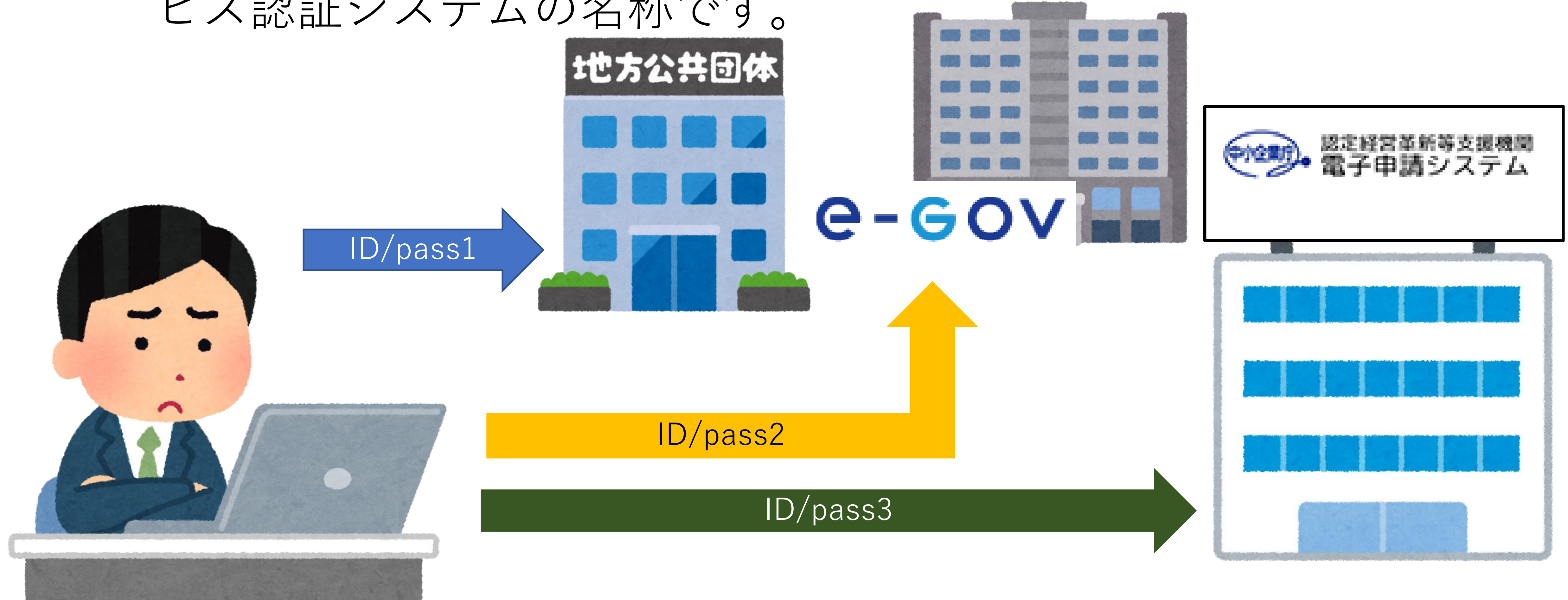

1.GビズIDとは？

- 経済産業省による、法人・個人事業主向けの横断的な行政サービス認証システムの名称です。

1.GビズIDとは？

- 対応する行政サービス1

	サービス名	利用可能なアカウント種別			委任対応	担当省庁名
		gBizID プライム	gBizID メンバー	gBizID エントリー		
社会保険届書作成 Ver.20.01	**社会保険手続きの電子申請** https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov2.html 社会保険の手続きを電子申請で行うための「届書作成プログラム」の提供や利用方法などについてご紹介	○	○	－	－	ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口） 0570-007-123（ナビダイヤル）
	e-Gov https://www.e-gov.go.jp/ 行政情報の総合的な検索・案内サービスの提供、各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービスの提供を行う行政のポータルサイトです。	○	○	○	－	総務省 e-Govに関する問合せはe-Gov利用者サポートデスクまでお願いします。 https://www.e-gov.go.jp/contact/

出典：GBizIDポータル

1.GビズIDとは？

- 対応する行政サービス2

	サービス名	利用可能なアカウント種別			委任対応	担当省庁名
		gBizID プライム	gBizID メンバー	gBizID エントリー		
jGrants	**jGrants** https://www.jgrants-portal.go.jp 公募から事後手続まで全プロセスをデジタル化した補助金申請システム	○	○	－	－	経済産業省 お問い合わせは、応募する補助金の事務局までお願いいたします
ミラサポplus 中小企業向け補助金・支援サイト	**ミラサポplus** https://mirasapo-plus.go.jp 中小企業向け補助金、支援サイトです。 以下のサービスを利用いただけます。 ・支援制度検索、事例検索 ・各電子申請サイトへのポータル機能 ・電子申請入力補助機能 （e-Taxを始めとする外部からの情報取得など） ・経営状況の可視化ツール	○	○	○	－	中小企業庁 お問い合わせはミラサポplusのサイトでご確認ください。
IT導入補助金	**IT導入補助金2021** https://www.it-hojo.jp/ IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助する制度です。	○	－	－	－	経済産業省 中小企業庁 独立行政法人中小機構基盤整備機構 お問い合わせ先は、IT導入補助金のサイトで、お問い合わせ・相談窓口をご確認ください。

出典：GBizIDポータル

1.GビズIDとは？

- 対応する行政サービス3

jGrants

社会保険手続きの電子申請

保安ネット

農林水産省共通申請サービス

ミラサポplus 中小企業向け補助金・支援サイト

資源エネルギー庁 省エネ法定期報告書情報提供システム

鉱業原簿登録更新サイト

事業承継補助金

経営力向上計画

e-GOV

Smart SME Supporter

認定経営革新等支援機関電子申請システム

厚生労働省食品衛生申請等システム

IT導入補助金

+TeCOT

DX推進ポータル

栃木県地域企業感染症対策支援補助金

事業継続力強化計画電子申請システム

gBizFORM

石油流通ネット

固定価格買取制度 再生可能エネルギー電子申請

肥料登録システム

国土交通省賃貸住宅管理業登録等電子申請システム

金融庁 電子申請・届出システム

出典：GBizIDポータル

2. GビズIDの種類

- 3種のGビズアカウント

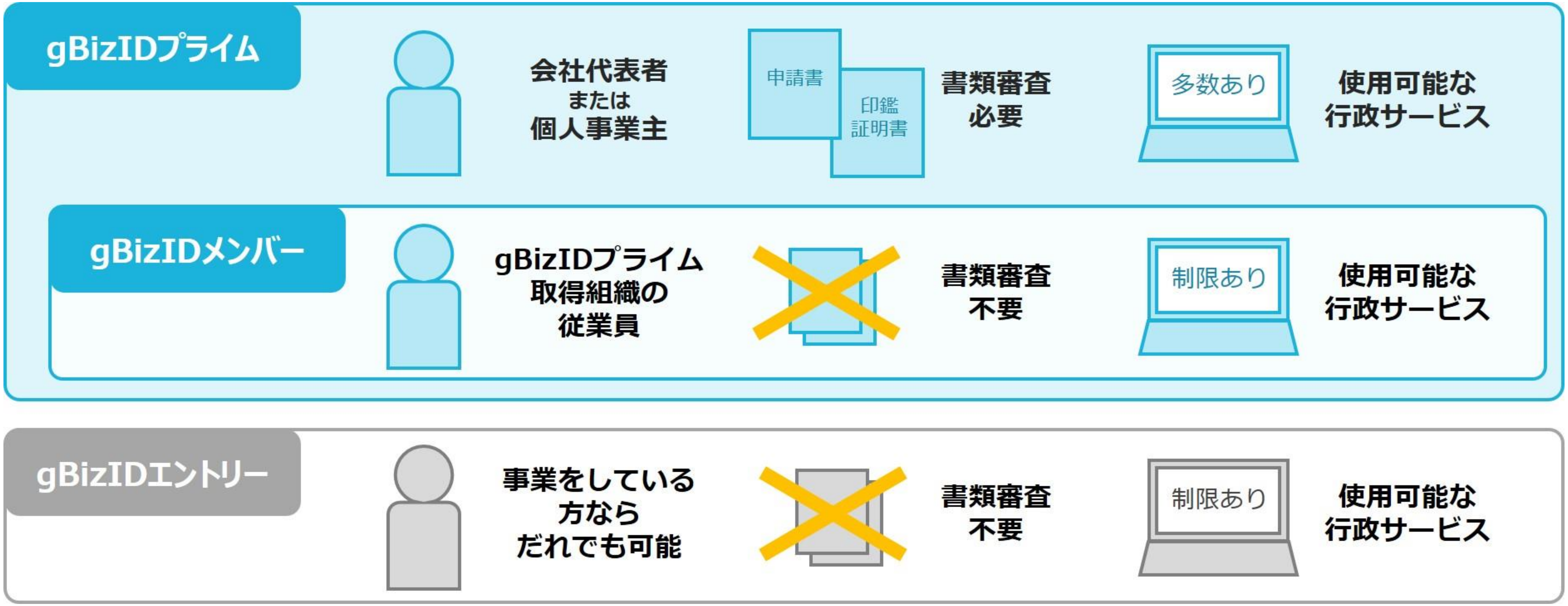

2. GビズIDの種類

- 3種のGビズアカウント-gBizIDエントリー

1

gBizIDエントリー

オンラインで即日作成可能なアカウント

変更可

2

gBizIDプライム

印鑑証明書（個人事業主は印鑑登録証明書）と登録印鑑で押印 した申請書を運用センターに郵送し、審査（原則２週間以内）のの ち作成される、法人代表者もしくは個人事業主のアカウント

gBizIDメンバー

組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの 利用者が自身のマイページで作成するアカウントgBizIDプライムが許可したサービスのみ利用できる

※ 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ作成可能

2. GビズIDの種類

- 3種のGビズアカウント-gBizIDエントリー

	サービス名	利用可能なアカウント種別			委任対応	担当省庁名
		gBizID プライム	gBizID メンバー	gBizID エントリー		
	社会保険手続きの電子申請 https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov2.html 社会保険の手続きを電子申請で行うための「届書作成プログラム」の提供や利用方法などについてご紹介	○	○	－	－	ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口） 0570-007-123（ナビダイヤル）
e-GOV	**e-Gov** https://www.e-gov.go.jp/ 行政情報の総合的な検索・案内サービスの提供、各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービスの提供を行う行政のポータルサイトです。	○	○	○	－	総務省 e-Govに関する問合せはe-Gov利用者サポートデスクまでお願いします。 https://www.e-gov.go.jp/contact/

出典：GBizIDポータル

2. GビズIDの種類

- 3種のGビズアカウント-gBizIDエントリー

	サービス名	利用可能なアカウント種別			委任対応	担当省庁名
		gBizID プライム	gBizID メンバー	gBizID エントリー		
	社会保険手続きの電子申請 https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov2.html 社会保険の手続きを電子申請で行うための「届書作成プログラム」の提供や利用方法などについてご紹介	○	○	－	－	ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口） 0570-007-123（ナビダイヤル）
	e-Gov https://www.e-gov.go.jp/ 行政情報の総合的な検索・案内サービスの提供、各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービスの提供を行う行政のポータルサイトです。	○	○	○	－	総務省 e-Govに関する問合せはe-Gov利用者サポートデスクまでお願いします。 https://www.e-gov.go.jp/contact/

出典：GBizIDポータル

2. GビズIDの種類

- 3種のGビズアカウント-gBizIDエントリー

	サービス名	利用可能なアカウント種別			委任対応	担当省庁名
		gBizID プライム	gBizID メンバー	gBizID エントリー		
	社会保険手続きの電子申請 https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov2.html 社会保険の手続きを電子申請で行うための「届書作成プログラム」の提供や利用方法などについてご紹介	○	○	–	–	ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口） 0570-007-123（ナビダイヤル）
e-GOV	**e-Gov** https://www.e-gov.go.jp/ 行政情報の総合的な検索・案内サービスの提供、各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービスの提供を行う行政のポータルサイトです。	○	○	○	–	総務省 e-Govに関する問合せはe-Gov利用者サポートデスクまでお願いします。 https://www.e-gov.go.jp/contact/

出典：GBizIDポータル

2. GビズIDの種類

- 3種のGビズアカウント-gBizIDプライムとメンバー

1 gBizIDエントリー

オンラインで即日作成可能なアカウント

変更可

2 gBizIDプライム

印鑑証明書（個人事業主は印鑑登録証明書）と登録印鑑で押印 した申請書を運用センターに郵送し、審査（原則 2 週間以内）のの ち作成される、法人代表者もしくは個人事業主のアカウント

gBizIDメンバー

組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの 利用者が自身のマイページで作成するアカウントgBizIDプライムが許可したサービスのみ利用できる

※ 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ作成可能

2. GビズIDの種類

- 3種のGビズアカウント-gBizIDプライムとメンバー

1 gBizIDエントリー
オンラインで即日作成可能なアカウント

変更可

2 gBizIDプライム
印鑑証明書（個人事業主は印鑑登録証明書）と登録印鑑で押印 した申請書を運用センターに郵送し、審査（原則２週間以内）のの ち作成される、法人代表者もしくは個人事業主のアカウント

gBizIDメンバー
組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの 利用者が自身のマイページで作成するアカウントgBizIDプライムが許可したサービスのみ利用できる

※ 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ作成可能

2. GビズIDの種類

- 3種のGビズアカウント-gBizIDプライムとメンバー

1 gBizIDエントリー

オンラインで即日作成可能なアカウント

変更可

2 gBizIDプライム

印鑑証明書（個人事業主は印鑑登録証明書）と登録印鑑で押印 した申請書を運用センターに郵送し、審査（原則２週間以内）ののち作成される、法人代表者もしくは個人事業主のアカウント

gBizIDメンバー

組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの 利用者が自身のマイページで作成するアカウントgBizIDプライムが許可したサービスのみ利用できる

※ 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ作成可能

3. GビズIDプライムの取得

- 必要なものを確認

	メールアドレス（アカウントID）	操作端末	プリンター	印鑑(登録)証明書	スマートフォンもしくは携帯電話※
アカウント 種別	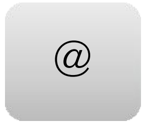				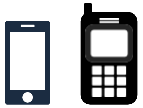
gBizIDエントリー	○	○	不要	不要	不要
gBizIDプライム	○	○	○	○発行3か月以内	○
gBizIDメンバー	○	○	不要	不要	○

※PHSはNG

3. GビズIDプライムの取得

- 必要なものを確認

	メールアドレス（アカウントID）	操作端末	プリンター	印鑑(登録)証明書	スマートフォン もしくは 携帯電話※
アカウント 種別	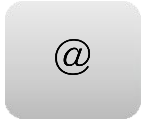				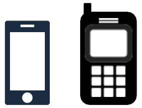
gBizIDエントリー	○	○	不要	不要	不要
gBizIDプライム	○	○	○	○発行3か月以内	○
gBizIDメンバー	○	○	不要	不要	○

※PHSはNG

※重要※
e-govアカウントからの乗り換えの方はe-govで使用するメアド以外のメアドを用意してください

3. GビズIDプライムの取得

GビズＩＤ TOPページ

URL：https://gbiz-id.go.jp

GビズＩＤのTOPページは、アカウント作成、アカウント管理、および委任登録ができます。

gBizIDプライムを作成する場合はこちら

3. GビズIDプライムの取得

法人の場合　　　　**個人事業主の場合**

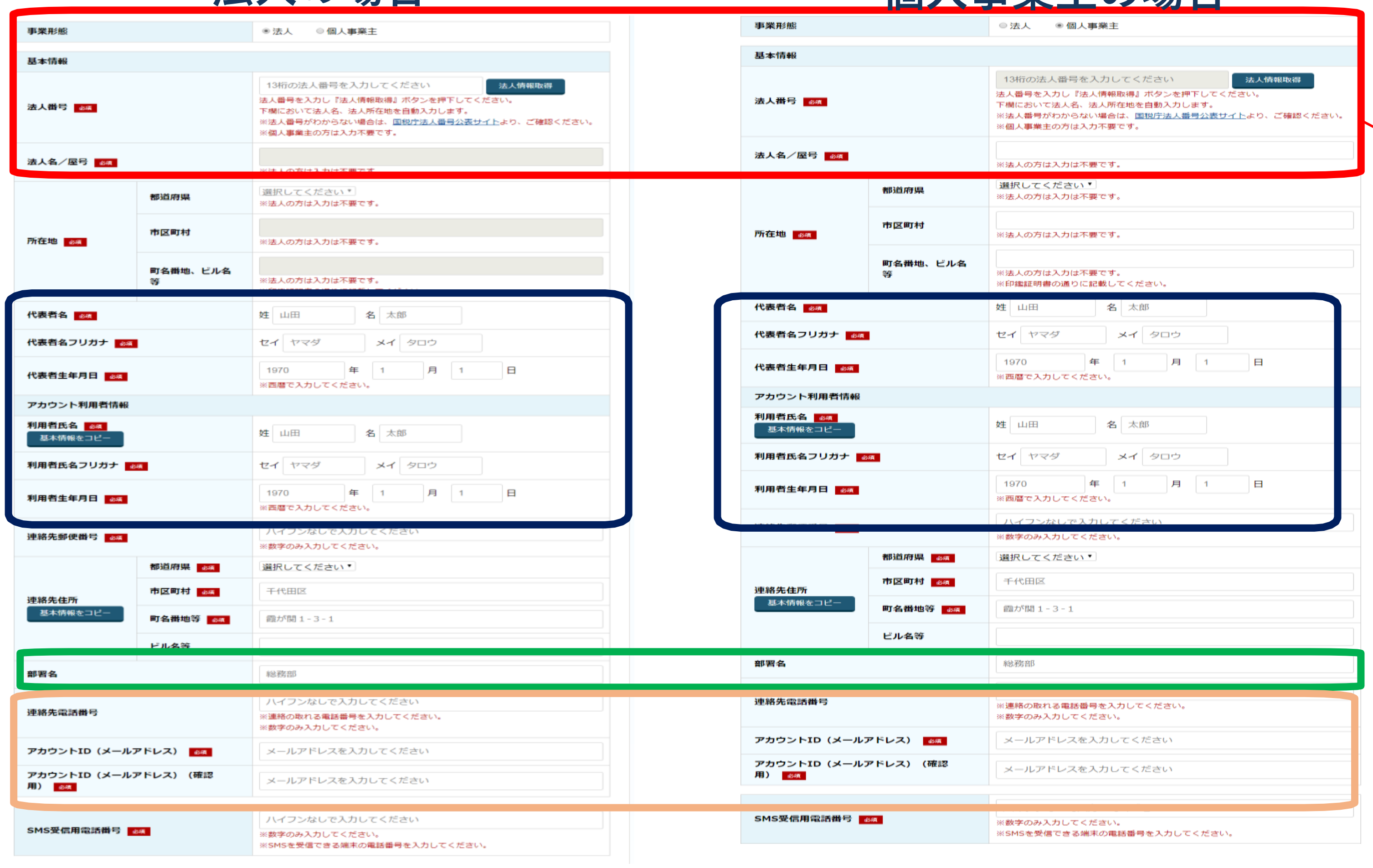

法人の場合は法人番号の入力で法人名、所在地の入力が不要になります。

個人事業主の屋号は社労士登録の際の**事務所名**を入力します。

3. GビズIDプライムの取得

法人の場合

個人事業主の場合

青枠に記載する情報は印鑑(登録)証明書の通りに入力します。個人事業主の方がありがちと思いますが、印鑑登録証明書の住所が自宅で事務所が別住所の場合は自宅の住所を入力です。

3. GビズIDプライムの取得

法人の場合　　　　　　個人事業主の場合

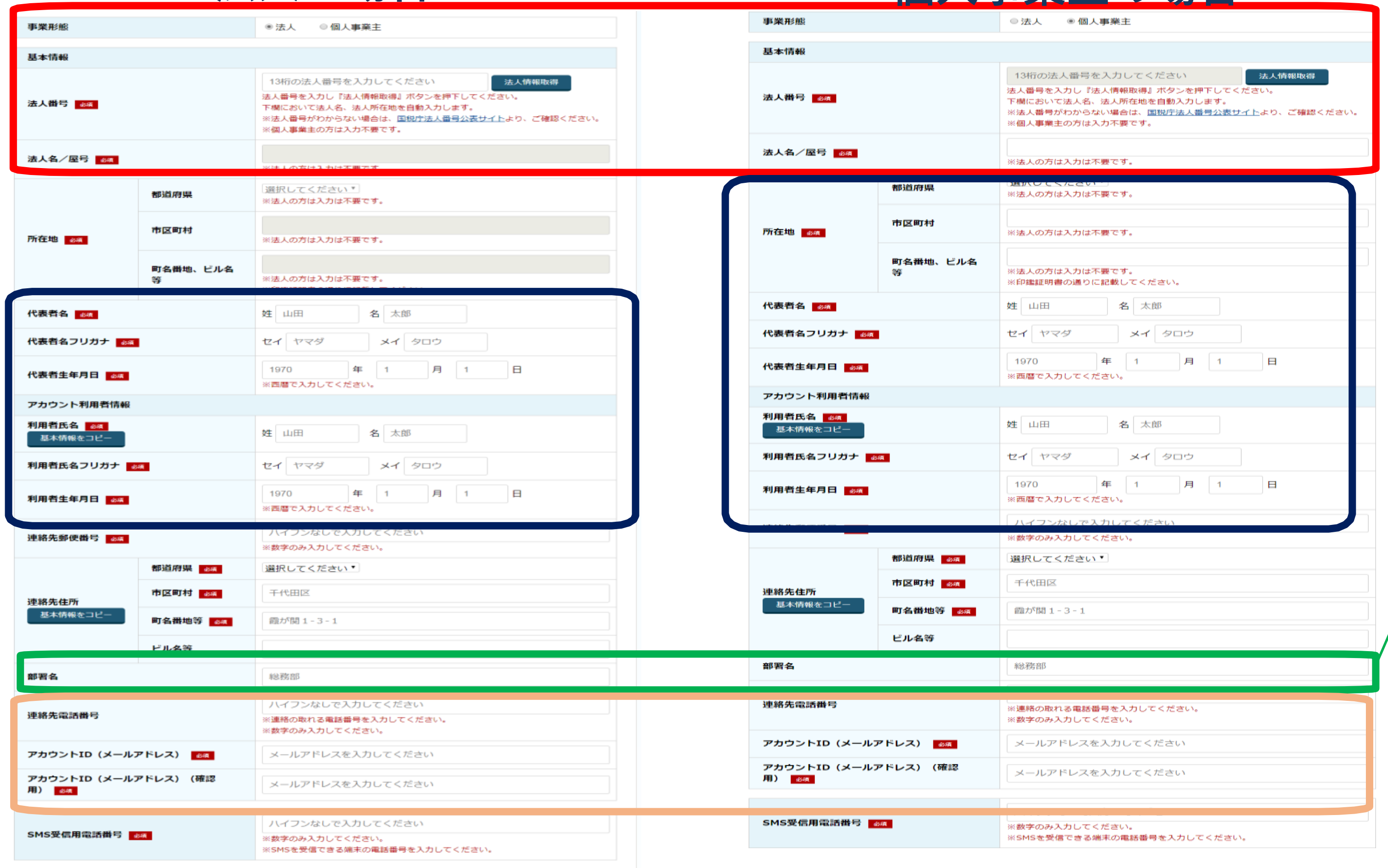

緑枠は社労士独特です。経産省のマニュアルには書いていませんが、ここには@+8桁の社労士登録番号を**全角**入力します。
ex.＠１２３４５６７８
これはGビズIDのサイトのマニュアルには書いていません。

一般企業の代表取締役が取得するときは空欄です。

3. GビズIDプライムの取得

法人の場合

個人事業主の場合

橙枠はGビズIDプライムでログインするときに使う電話番号(SMSが受信できるもの)とメールアドレスを登録します。
すでにe-govを利用している方は、e-govアカウント以外のメールアドレスを用意してください。

3. GビズIDプライムの取得

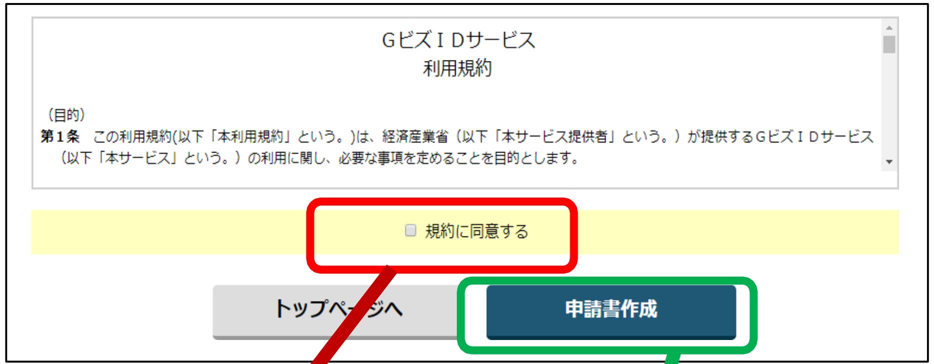

①必要事項を入力後、規約を確認して、チェックボックスにチェックを入れる

②「申請書作成」ボタンを押す。

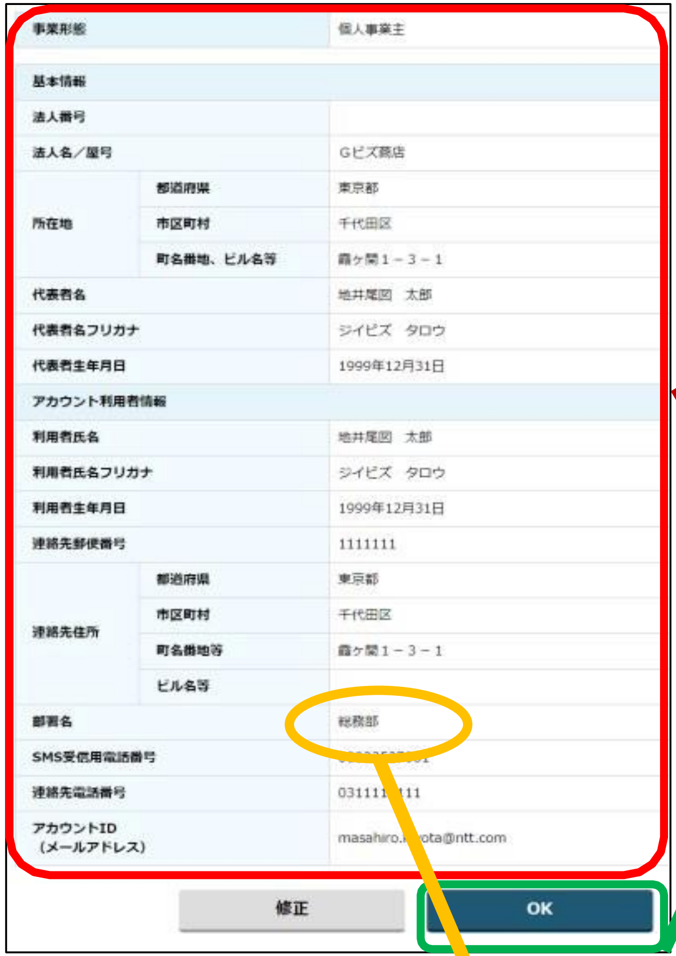

①申請内容を確認

②問題なければ「OK」ボタンを押す

@+8桁の社労士登録番号（全角）を入れておくのが望ましい

3. GビズIDプライムの取得

申請書作成（情報入力） > 申請書作成（情報確認） > **書類送付**

※申請はまだ完了していません。
必要書類を送付いただき、審査完了ののち、登録いただいたメールアドレスに連絡いたします。また、審査には一定の期間を要します。

申請書をダウンロードしてください。
また、申請書は印刷の上、印鑑（登録）証明書の印鑑を押印いただき、印鑑（登録）証明書（一通）とあわせて
ＧビズＩＤ運用センターに郵送してください。
なお、ダウンロードした申請書は大切に保管してください。

申請書ダウンロード

クリックすると以下の書類が1ファイルpdfで出力されます。
1.登録申請書
2.印刷後の手順
3.申請書の郵送手順
4.チェックシート兼宛名ラベル

全項印刷します

3. GビズIDプライムの取得

法人申請

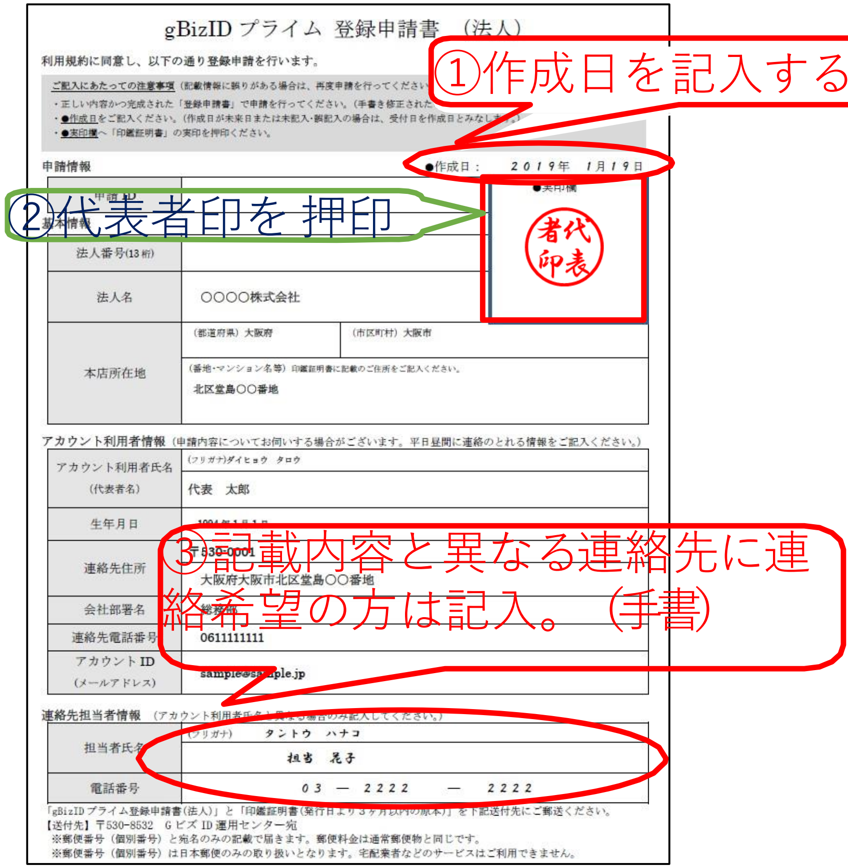

個人事業主申請

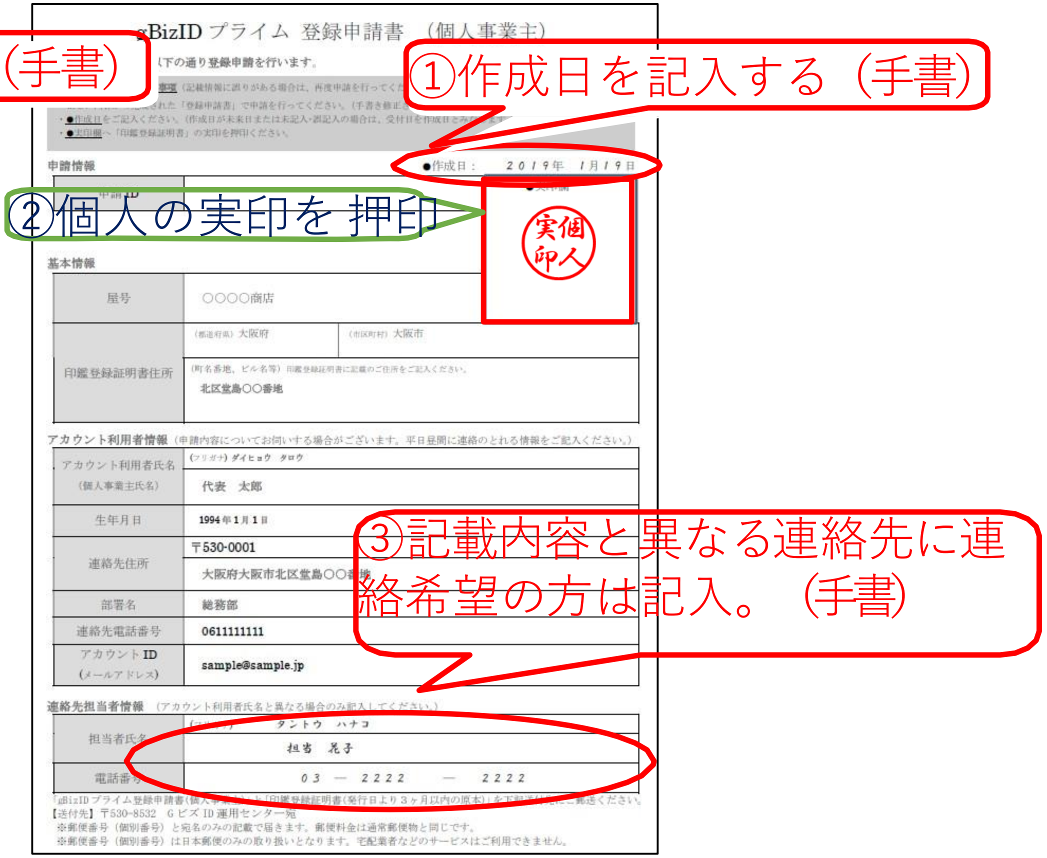

完成したもののコピーを忘れないように!!

3. GビズIDプライムの取得

gBizID プライム登録申請書チェックシート兼宛名ラベル

本チェックシートを申請書類と併せてご郵送ください。なお、宛名ラベルは必要に応じてご利用ください。

申請書類に不備がある場合、審査を行えませんのでご注意ください。
また申請書類をご返送させていただくこととなり、申請の承認までにお時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

◆申請書の記入について　　記入例 ☑

下記の内容をご確認ください	チェック欄
申請書の手書き訂正、手書き修正はしていませんか？ （手書き修正された申請書は無効となります。再申請をお願いします。）	☐
「実印欄」は正しい印で押印していますか？ ・法人の方は、「印鑑証明書」に登録されている代表者印を押印していますか？ ・個人事業主の方は、「印鑑登録証明書」に登録されている実印を押印していますか？ ・国と地方公共団体の職員は、認印の押印もしくは自筆自書が記載されていますか？	☐
1 名で複数会社の申請を行う場合 異なるアカウント ID（メールアドレス）で申請していますか？（同じメールアドレスの申請はできません。）	☐

◆ご郵送いただく書類について

必ずご提出いただく書類	チェック欄
gBizID プライム登録申請書は同封されていますか？	☐
公的書類は同封されていますか？ ・法人の方は、「印鑑証明書」を同封していますか？ ・個人事業主の方は、「印鑑登録証明書」を同封していますか？ ・国と地方公共団体の職員は、「府省/地方公共団体 在籍証明書」を同封していますか？	☐
公的書類は有効期限内ですか？ ・法人の方は、「印鑑証明書」が発行日から 3 ヶ月以内の原本ですか？ ・個人事業主の方は、「印鑑登録証明書」が発行日から 3 ヶ月以内の原本ですか？	☐
本チェックシートは同封されていますか？	☐

（ キ リ ト リ ）

〒530-8532
GビズＩＤ運用センター　宛

送付先に関するご注意とお願い

郵便番号（個別番号）と宛名のみの記載で届きます。
郵便料金は通常郵便物と同じです。
郵便番号（個別番号）は日本郵便のみの取り扱いとなります。
宅配業者などのサービスはご利用できません。

種別	郵送するもの
法人	1.gBizIDプライム登録申請書(法人) 2.印鑑証明書 発行日より3ヶ月以内の原本 法務局発行のもの コピー不可 3.チェックシート
個人事業主	1.gBizIDプライム登録申請書(個人事業主) 2.印鑑登録証明書 発行日より3ヶ月以内の原本 市区町村発行のもの コピー不可 3.チェックシート

送付先と発送上の注意

〒530-8532 GビズID運用センター宛

【 送付先に関するご注意とお願い 】

・郵便番号（個別番号）と宛名のみの記載で届きます。
・郵便料金は通常郵便物と同じです。
・郵便番号（個別番号）は**日本郵便のみの取り扱い**となります。
・**宅配業者などのサービスはご利用できません。**

3. GビズIDプライムの取得

GビズＩＤウェブサイトトップページの申請書作成ボタン下の「申請状況確認」ボタンを押す

アカウントID（申請書に記載したメールアドレス）を入力。

生年月日か電話番号のいずれかの認証方法を選んで入力。（申請書に記載したもの）

押す

3. GビズIDプライムの取得

およそ2~3週経過後・・・
提出書類に不備がないと届くメール

メールに記載されているURLをクリックすると、登録したSMS番号にワンタイムパスワードが送付されます。
※メールに記載されている有効期限内にURLをクリックしてください。

【Gビズ I D】gBizIDプライム登録申請の受付のお知らせ Gビズ I D <support@g... 2020[redacted]

差出人： GビズID <support@gbiz-id.go.jp> 宛先：[redacted]
件名：【GビズID】gBizIDプライム登録申請の受付のお知らせ 日時：[redacted]

※ 申請手続きはまだ完了しておりません ※

[redacted] 様

こちらはGビズ I Dです。

あなたのgBizIDプライム登録申請を受付しました。
パスワードを登録して申請手続きを完了させる必要があります。

URL：https://gbiz-[redacted]

有効期限：2020/[redacted]

上記URLへアクセスすると、登録いただいているSMS番号宛てにワンタイムパスワードが届きます。
その数字を画面に表示されたワンタイムパスワード入力欄に入力してください。
パスワード登録画面が表示されますので、ご利用されるパスワードを登録してください。

※上記URLは一度パスワード登録が完了するとご使用いただけなくなります。
※有効期限を過ぎた場合、再度gBizIDプライム登録申請を提出ください。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、あらかじめご了承ください。

(c) 2019 Ministry of Economy, Trade and Industry, Government of Japan.

この画面が開いているはずです

ワンタイムパスワード入力

SMSを送信しました。
SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力してください。
期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

アカウントID	anpi02@saml.xyz
ワンタイムパスワード	

OK

押す

メールアドレスと
SMSで届いたパスを入れる

3. GビズIDプライムの取得

任意のパスワードを入れる。

3. ＧビズIDプライムの取得

アカウント作成後のログイン方法

gBizIDエントリーはID/パスワードのみでＧビズＩＤマイページや行政システムにログイン可能です。
gBizIDプライムおよびgBizIDメンバーは、ID/パスワードに加えスマートフォンもしくは携帯電話を使用します。

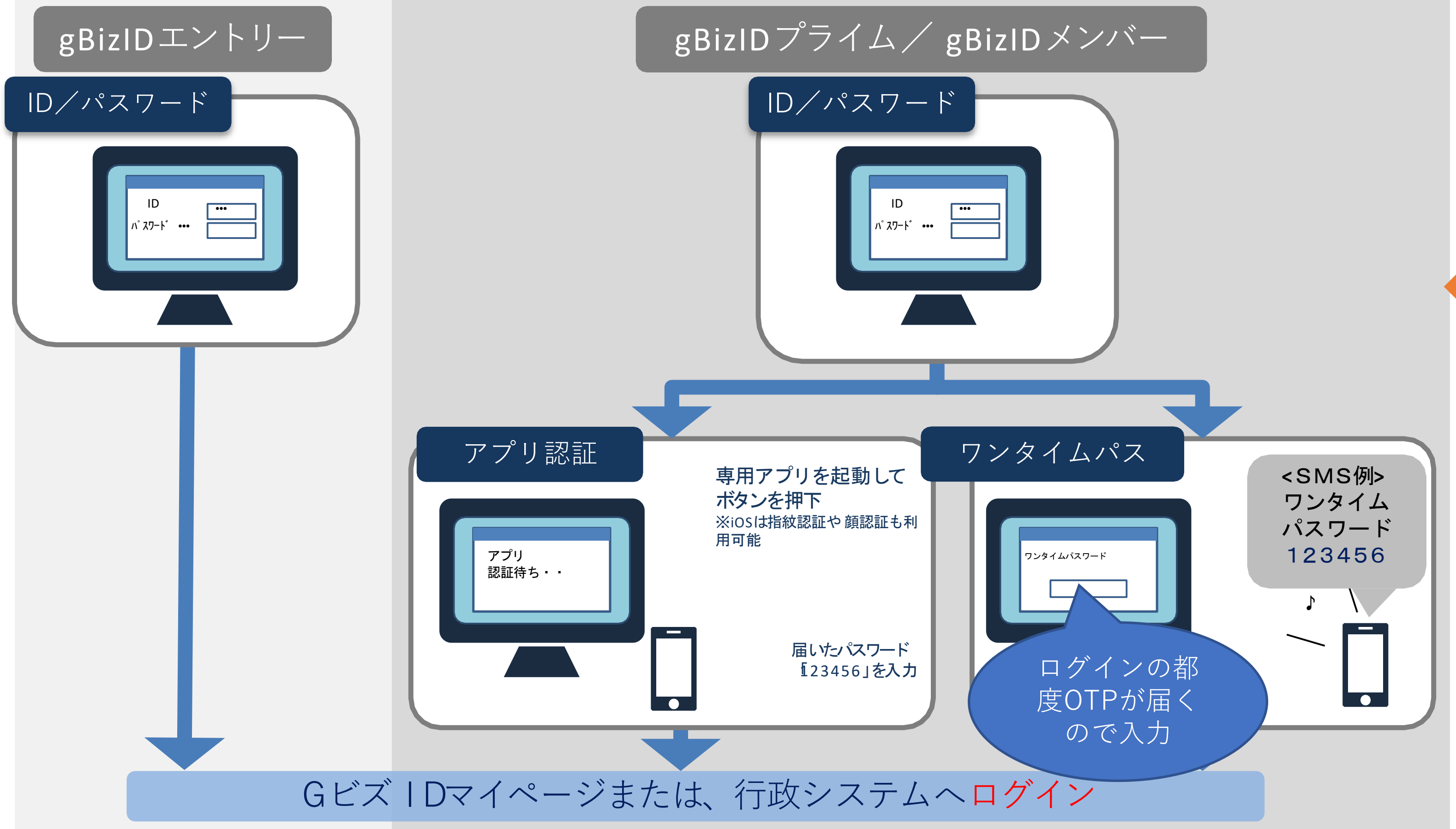

URL：https://gbiz-id.go.jp

3. GビズIDプライムの取得

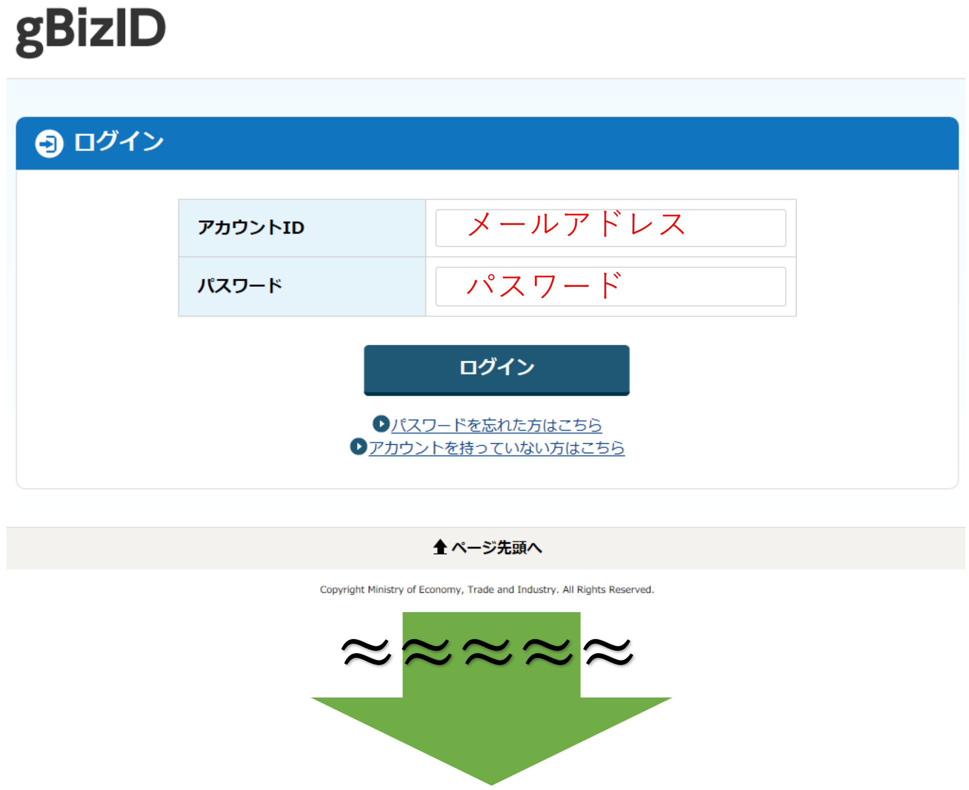

休憩

4.メンバーアカウントを作る

①代表社労士/代表取締役等代表者の
gBizIDプライムにログイン

②
ID
パスワード
ワンタイムパス
をそれぞれ入力

代表のBizIDプライムのマイページ

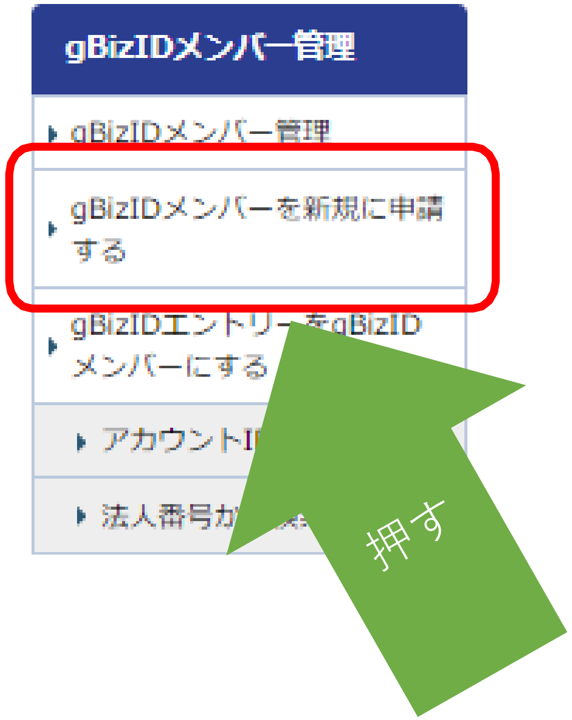

4.メンバーアカウントを作る

メンバーになる人が使用する
メールアドレスを入力

ワンタイムパス用の電話番号を入力
この携帯番号は複数アカウントで同じ番号が使えます。
例えば部署内用の携帯があって常時部署に置きっぱなしであれば、仕事用のワンタイムパスをプライベートの携帯で受信する必要はありません

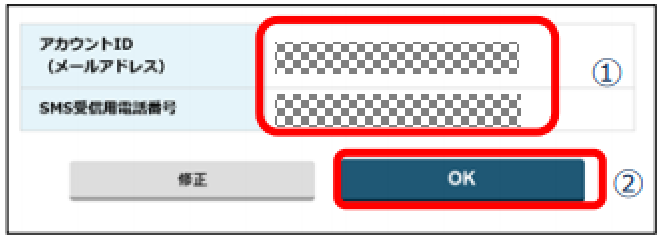

①表示内容を確認。
②誤りがなければ「OK」ボタンを押す。
③gBizIDメンバー用のメールアドレスに、メールが送信される。

4.メンバーアカウントを作る

メンバーになる社労士に届くメール

【GビズID】gBizIDプライム登録申請の受付のお知らせ GビズID <support@g... 2020[redacted]

差出人: GビズID <support@gbiz-id.go.jp> 宛先:[redacted]
件名:【GビズID】gBizIDプライム登録申請の受付のお知らせ 日時:[redacted]

※ 申請手続きはまだ完了しておりません ※

[redacted] 様

こちらはGビズIDです。

あなたのgBizIDプライム登録申請を受付しました。
パスワードを登録して申請手続きを完了させる必要があります。

URL：https://gbiz-[redacted]

有効期限：2020/[redacted]

上記URLへアクセスすると、登録いただいているSMS番号宛てにワンタイムパスワードが届きます。
その数字を画面に表示されたワンタイムパスワード入力欄に入力してください。
パスワード登録画面が表示されますので、ご利用されるパスワードを登録してください。

※上記URLは一度パスワード登録が完了するとご使用いただけなくなります。
※有効期限を過ぎた場合、再度gBizIDプライム登録申請を提出ください。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、あらかじめご了承ください。

(c) 2019 Ministry of Economy, Trade and Industry, Government of Japan.

メールに記載されているURLをクリックすると、登録したSMS番号にワンタイムパスワードが送付されます。
※メールに記載されている有効期限内にURLをクリックしてください。

この画面が開いているはずです

ワンタイムパスワード入力

SMSを送信しました。
SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力してください。
期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

アカウントID	anpi02@saml.xyz
ワンタイムパスワード	

OK

押す

メールアドレスと
SMSで届いたパスを入れる

4.メンバーアカウントを作る

部署名の欄に全角で
「@社会保険労務士登録番号」を入力します。
（例）@１２３４５６７８

①各項目を入力してください。
②「登録」ボタンを押下すると、次画面に遷移します。

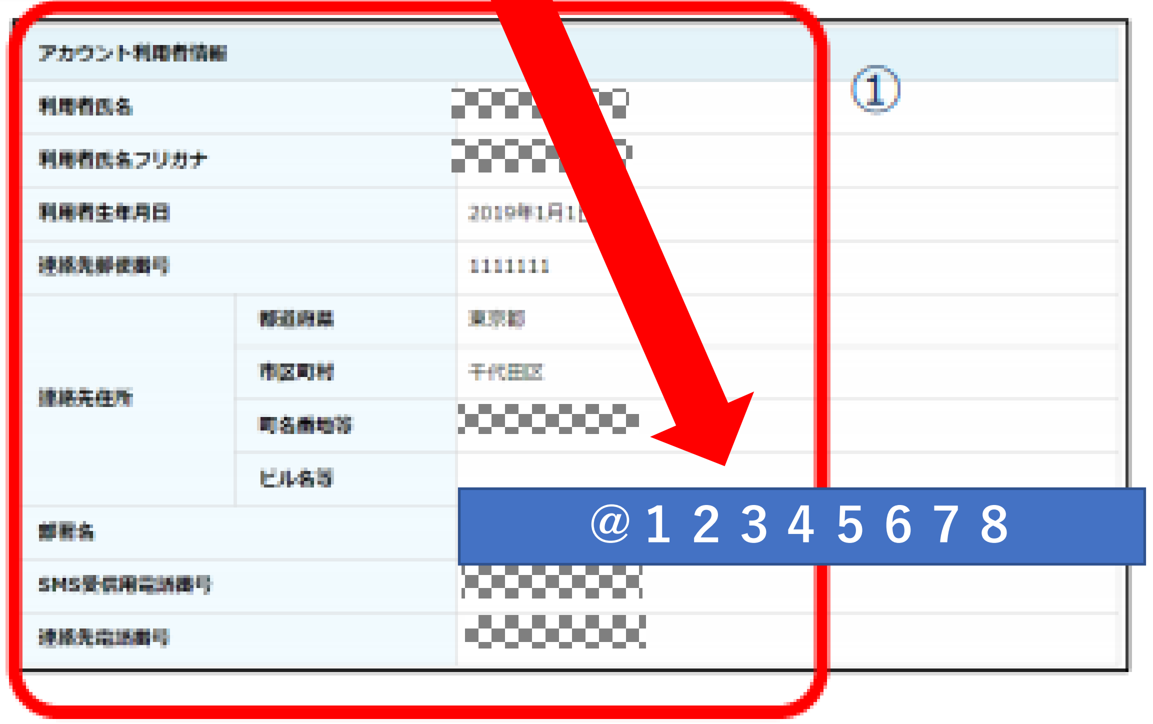

①入力情報を確認します。

4.メンバーアカウントを作る

支社で独立して手続きを行う場合は部署名に支社名を入れます

①各項目を入力してください。
②「登録」ボタンを押下すると、次画面に遷移します。

①入力情報を確認します。

4.メンバーアカウントを作る

メンバーの作業はこれで完了

①規約を確認いただきましたら、チェックボックスにチェックをします。
②「OK」ボタンを押下すると、登録が完了し、登録完了のメールがgBizIDプライムのアカウント宛に送信されます。

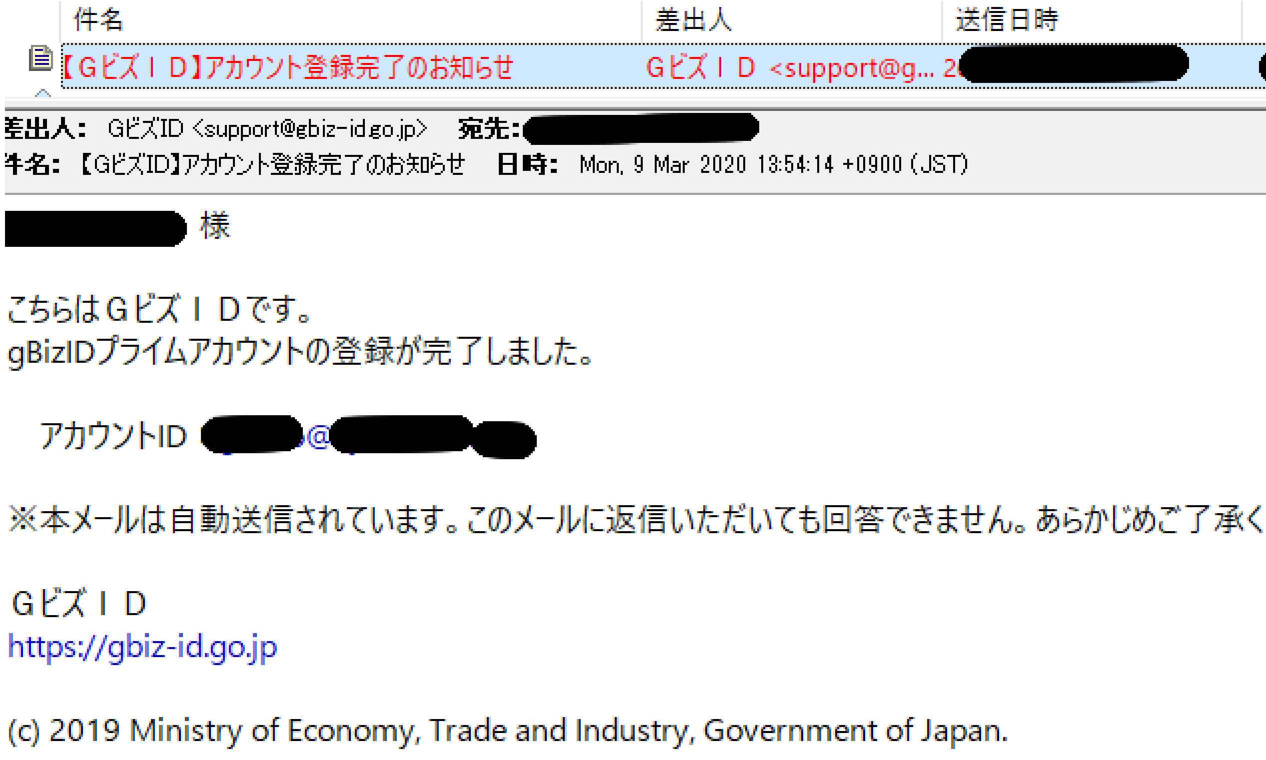

件名	差出人	送信日時
【GビズＩD】アカウント登録完了のお知らせ	GビズＩD <support@g...	2[redacted]

差出人: GビズID <support@gbiz-id.go.jp>　宛先: [redacted]
件名: 【GビズID】アカウント登録完了のお知らせ　日時: Mon, 9 Mar 2020 13:54:14 +0900 (JST)

[redacted] 様

こちらはGビズＩDです。
gBizIDプライムアカウントの登録が完了しました。

アカウントID [redacted]

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できません。あらかじめご了承く

GビズＩD
https://gbiz-id.go.jp

(c) 2019 Ministry of Economy, Trade and Industry, Government of Japan.

プライムIDの所持者には、このメールが届きます。

プライムIDの所有者は必要な人全員に
この作業を繰り返し行います。

5.利用時の注意点・活用法

- 電子証明書との違い1（取得~利用申込）

	GビズID	電子証明書
取得費用	0円	16,060円
更新	現状無し ※今後更新を要する仕様になるかも	5年
枝アカウントの作成	GビズIDメンバーで可能	不可
利用申込時の提出書類	・利用申込書（実印押印） ・印鑑（登録）証明書	・利用申込書（実印押印） ・印鑑（登録）証明書

5.利用時の注意点・活用法

- 電子証明書との違い2（手続実務）

	GビズID	電子証明書
社労士用業務ソフト対応	現状無し	あり
届書作成プログラム対応	あり	現状無し
社労士であることの確認	提出代行証明書に貼付した社労士証票とGビズアカウントで確認	電子証明書内のデータで確認
委任関係の確認	GビズID取得時の法人名/屋号と提出代行証明書の社労士事務所名の一致で見る	電子証明書の名義・登録番号と提出代行証明書の名義・登録番号の一致で見る

5.利用時の注意点・活用法

- 電子証明書との違い2（手続実務）
  「e-GOV申請、API申請との違い、棲み分け」-e-GOV編

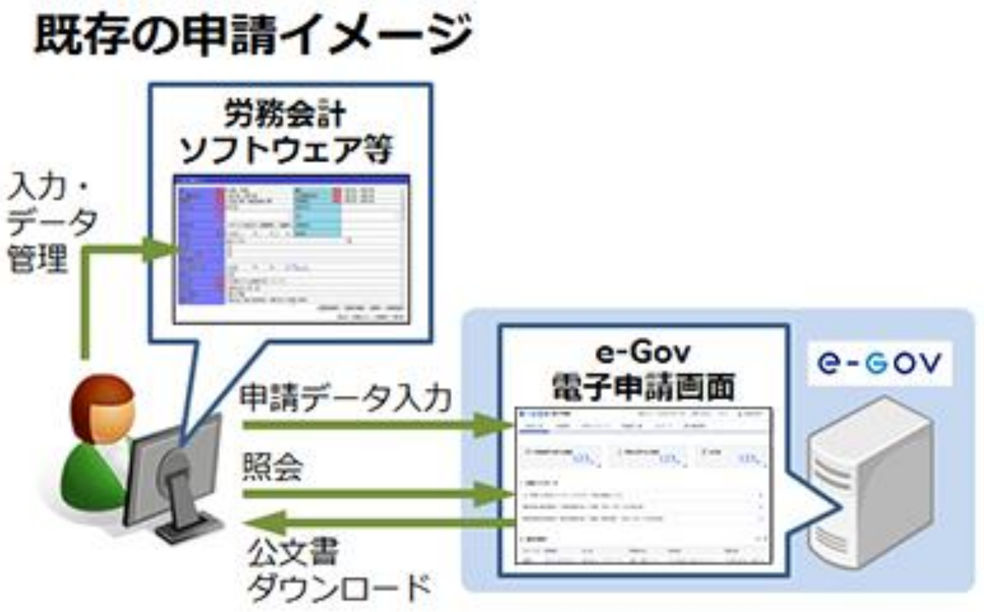

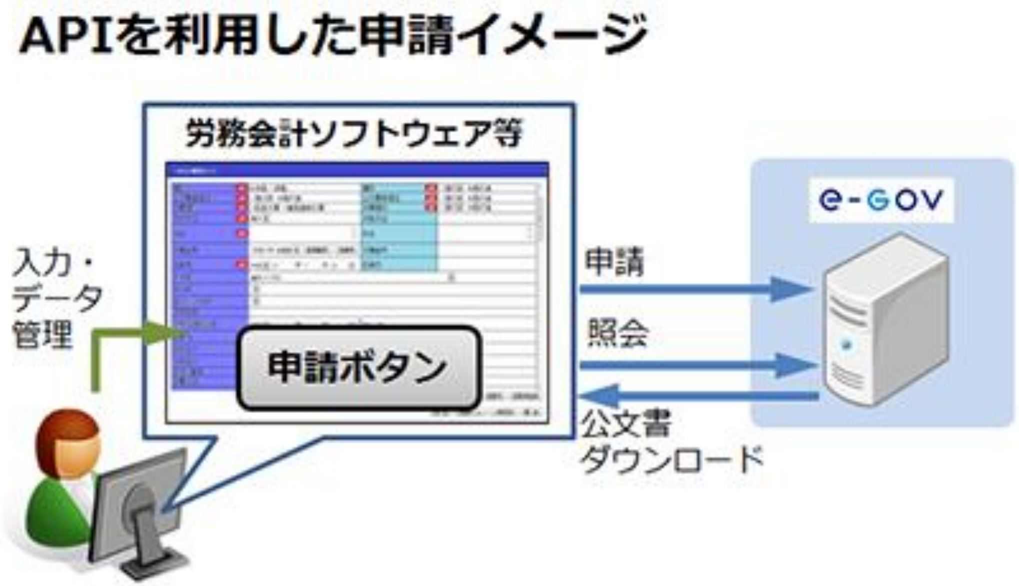

5.利用時の注意点・活用法

- 電子証明書との違い2（手続実務）
  「e-GOV申請、API申請との違い、棲み分け」-マイナポータル編1

APIを利用した申請イメージ

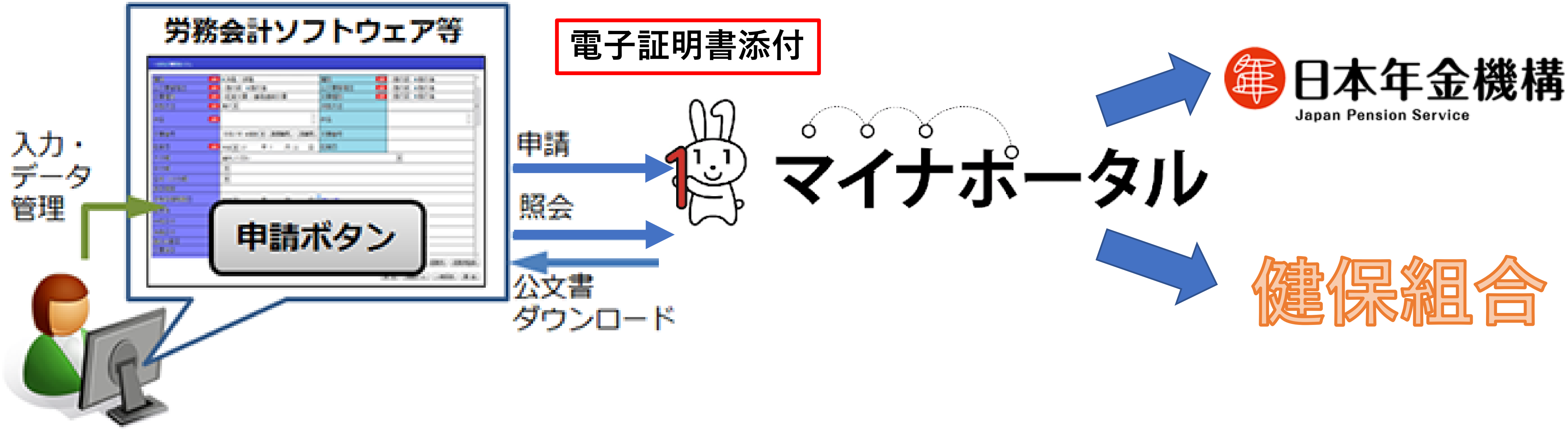

5.利用時の注意点・活用法

- 電子証明書との違い2（手続実務）
  「e-GOV申請、API申請との違い、棲み分け」-マイナポータル編2

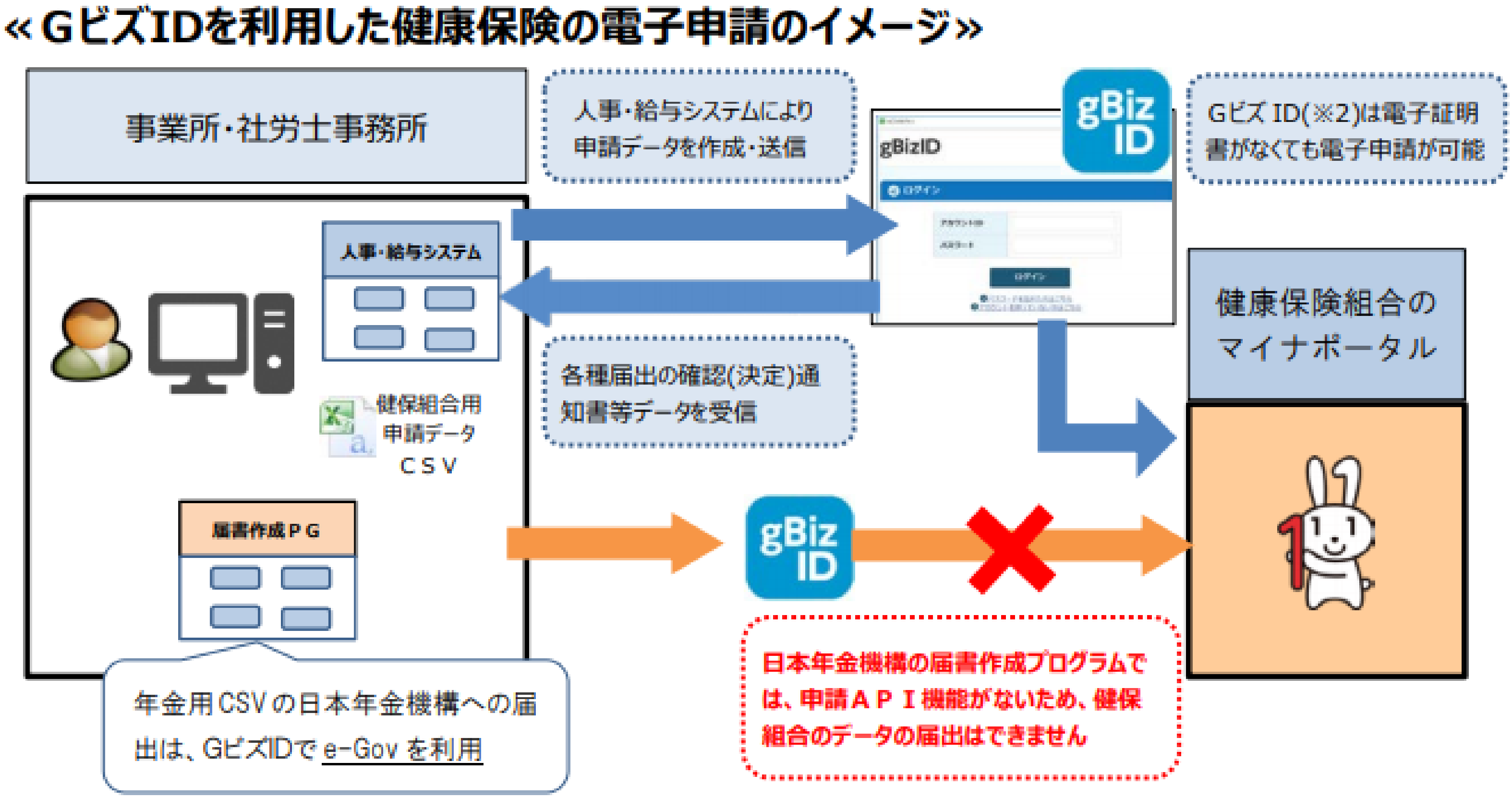

5.利用時の注意点・活用法

- 電子証明書との違い2（手続実務）
  「e-GOV申請、API申請との違い、棲み分け」-マイナポータル編3

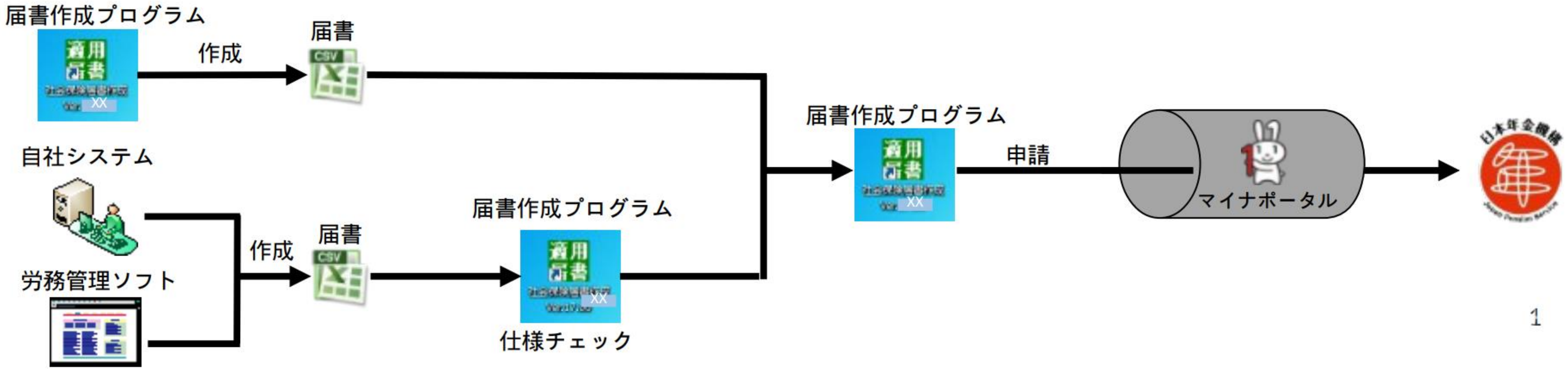

5.利用時の注意点・活用法

- 届書作成プログラムで申請

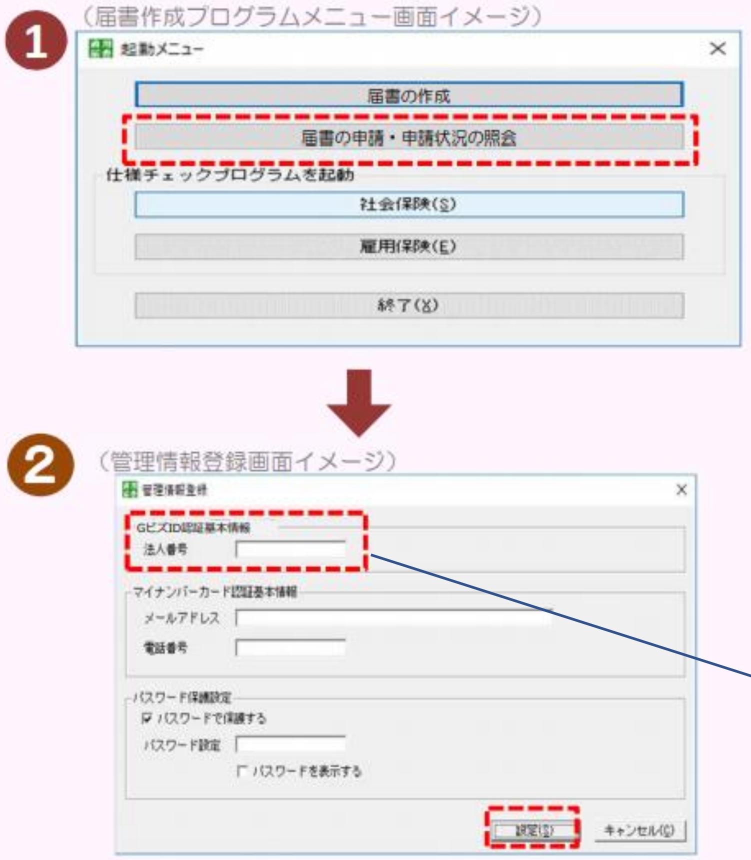

① 起動メニューから**「届書の申請・申請状況の照会」**ボタンを押下します

② 初回起動時のみ管理情報登録画面が表示されるので、GビズID認証基本情報の「法人番号」を入力し、**［設定］**ボタンを押下します

法人番号がないときは”0”で13桁です

5.利用時の注意点・活用法

- 提出代行に関する証明書の関係

	GビズID	電子証明書
社労士用業務ソフト対応	現状無し	あり
届書作成プログラム対応	あり	現状無し
社労士であることの確認	提出代行証明書に貼付した社労士証票とGビズアカウントで確認	電子証明書内のデータで確認
委任関係の確認	GビズID取得時の法人名/屋号と提出代行証明書の社労士事務所名の一致で見る	電子証明書の名義・登録番号と提出代行証明書の名義・登録番号の一致で見る

5.利用時の注意点・活用法

- 電子証明書と提出代行に関する証明書の関係

（別紙１）

提出代行に関する証明書

令和　　年　　月　　日

○社会保険労務士事務所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○社会保険労務士事務所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○社会保険労務士氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○登録番号 □□□□□□□□

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○事業所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○事業主氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

社会保険労務士記入欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 ＿＿＿＿＿＿ ㊞

Ｇビズ IDによる申請の場合、社会保険労務士証票コピー貼付（表面） ※電子証明書による申請の場合は、貼付不要	Ｇビズ IDによる申請の場合、社会保険労務士証票コピー貼付（裏面） ※記載がある場合のみ ※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

電子証明書を使用した電子申請の場合、添付する提出代行に関する証明書は、この赤枠内と電子証明書の情報の一致があればOK

電子証明書の所持=社労士

という考えに基づいています。

雇用保険や社会保険に関する手続は電子証明書が社労士証票の代わりになっているという考えです。

5.利用時の注意点・活用法

- GビズIDと提出代行に関する証明書の関係

（別紙１）

提出代行に関する証明書

令和　　年　　月　　日

〇社会保険労務士事務所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇社会保険労務士事務所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇社会保険労務士氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇登録番号 □□□□□□□□

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

〇事業所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇事業所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇事業主氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

社会保険労務士記入欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 ＿＿＿＿＿＿ ㊞

Gビズ IDによる申請の場合、 社会保険労務士証票コピー貼付（表面） ※電子証明書による申請の場合は、貼付不要	Gビズ IDによる申請の場合、 社会保険労務士証票コピー貼付（裏面） ※記載がある場合のみ ※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

GビズIDの場合はプライムが事業単位でアカウントを発行するので、手続代行証明書では事務所名とプライムアカウントの名称が一致するのが必須

5.利用時の注意点・活用法

- GビズIDと提出代行に関する証明書の関係

（別紙１）

提出代行に関する証明書

令和　　年　　月　　日

〇社会保険労務士事務所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

〇社会保険労務士事務所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

〇社会保険労務士氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

〇登録番号 □□□□□□□□

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

〇事業所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

〇事業所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

〇事業主氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

社会保険労務士記入欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 ＿＿＿＿＿＿ ㊞

Gビズ IDによる申請の場合、
社会保険労務士証票コピー貼付（表面）
※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

Gビズ IDによる申請の場合、
社会保険労務士証票コピー貼付（裏面）
※記載がある場合のみ
※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

電子証明書で一致を求められた部分はGビズIDでは必須要件ではなくなります。
ここに所長の名前が記載されていても、社労士であれば他のメンバーが自分のIDで申請できます。

5.利用時の注意点・活用法

- GビズIDと提出代行に関する証明書の関係

（別紙１）

提出代行に関する証明書

令和　年　月　日

〇社会保険労務士事務所所在地

〇社会保険労務士事務所名称

〇社会保険労務士氏名

〇登録番号

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

〇事業所所在地

〇事業所名称

〇事業主氏名　㊞

社会保険労務士記入欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名　㊞

Gビズ IDによる申請の場合、社会保険労務士証票コピー貼付（表面） ※電子証明書による申請の場合は、貼付不要	Gビズ IDによる申請の場合、社会保険労務士証票コピー貼付（裏面） ※記載がある場合のみ ※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

登録番号の一致が必須

①入力情報を確認します。

Gビズ方式での申請では必ずこの部分に社労士証票の写しを添付します。
ここに添付する証票はGビズIDで申請する社労士のものを添付します。
所長が申請なら所長の証票
他の社員や勤務社労士なら、その人の証票

5.利用時の注意点・活用法

- 労基法関係の電子申請では…

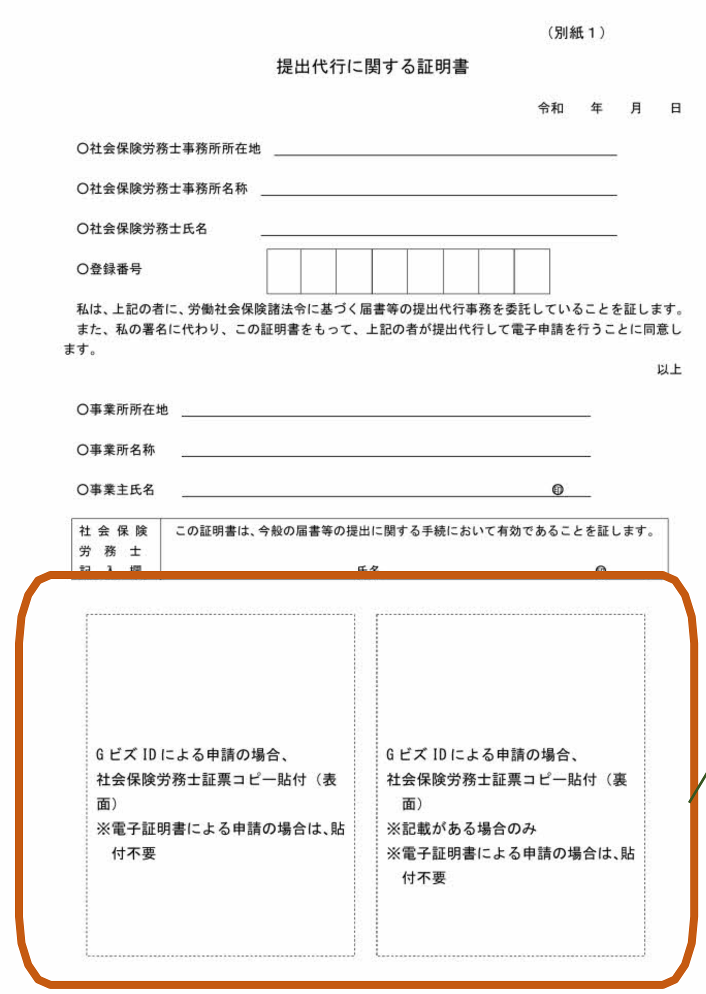

（別紙１）

提出代行に関する証明書

令和　　年　　月　　日

○社会保険労務士事務所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○社会保険労務士事務所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○社会保険労務士氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○登録番号 □□□□□□□□

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託していることを証します。
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○事業所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○事業主氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

社会保険労務士	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において有効であることを証します。

Ｇビズ IDによる申請の場合、
社会保険労務士証票コピー貼付（表面）
※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

Ｇビズ IDによる申請の場合、
社会保険労務士証票コピー貼付（裏面）
※記載がある場合のみ
※電子証明書による申請の場合は、貼付不要

労基法関係の電子申請では、令和3年4月1日以降、電子証明書付きで手続しても証票の添付を求められます。
証票添付をし忘れると、けっこう素早く返戻されます。

令和3年3月10日基政発0310第１号・基監発0310第１号・基賃発0310第３号『社会保険労務士等が労働基準法等に基づく手続について電子申請により 提出代行を行う場合の取扱いについて』

5.利用時の注意点・活用法

- 委任対応？

	サービス名	利用可能なアカウント種別			委任対応	担当省庁名
		gBizID プライム	gBizID メンバー	gBizID エントリー		
	社会保険手続きの電子申請 https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov2.html 社会保険の手続きを電子申請で行うための「届書作成プログラム」の提供や利用方法などについてご紹介	○	○	－	－	ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口） 0570-007-123（ナビダイヤル）
e-GOV	**e-Gov** https://www.e-gov.go.jp/ 行政情報の総合的な検索・案内サービスの提供、各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービスの提供を行う行政のポータルサイトです。	○	○	○	－	総務省 e-Govに関する問合せはe-Gov利用者サポートデスクまでお願いします。 https://www.e-gov.go.jp/contact/

出典：GBizIDポータル

5.利用時の注意点・活用法

- 委任対応？

jGrants
社会保険手続きの電子申請
保安ネット
農林水産省共通申請サービス
ミラサポplus 中小企業向け補助金・支援サイト
資源エネルギー庁 省エネ法定期報告書情報提供システム

鉱業原簿登録更新サイト
事業承継補助金
経営力向上計画
e-GOV
Smart SME Supporter
認定経営革新等支援機関電子申請システム

厚生労働省食品衛生申請等システム
IT導入補助金
+TeCOT
DX推進ポータル
栃木県地域企業感染症対策支援補助金
事業継続力強化計画電子申請システム

gBizFORM
石油流通ネット
固定価格買取制度 再生可能エネルギー電子申請
肥料登録システム
国土交通省賃貸住宅管理業登録等電子申請システム
金融庁電子申請・届出システム

出典：GBizIDポータル

6. 事前に寄せられた質問の回答

- 電子申請を行なう際に、顧問先企業にご連絡する点（委任状作成等）があればご教示お願い致します。

➢**離職証明書の記載内容に関する確認書**

➢**被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について（疎明書）**

この添付を以て事業主・労働者の電子署名を不要とするものです。

「事業主の電子署名等に代わる取り扱い」(連合会HP)
離職票の添付書類：開いたページをスクロールして下方に移動した真ん中あたり

離職証明書の記載内容に関する確認書

令和　　年　　月　　日

〇事業所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇事業所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇事業主氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記事業主が提出する離職証明書の記載内容について、下記のとおり確認しました。

記

1　離職証明書の記載内容のうち、離職理由欄以外の記載内容については、事実と相違ないことを認めます。

2　事業主が記入した離職理由については、次のとおりです。
　異議あり　・　異議なし

〇離職年月日　令和　　年　　月　　日

〇離職者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇離職者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇雇用保険被保険者番号 □□□□ － □□□□□□ － □

以上

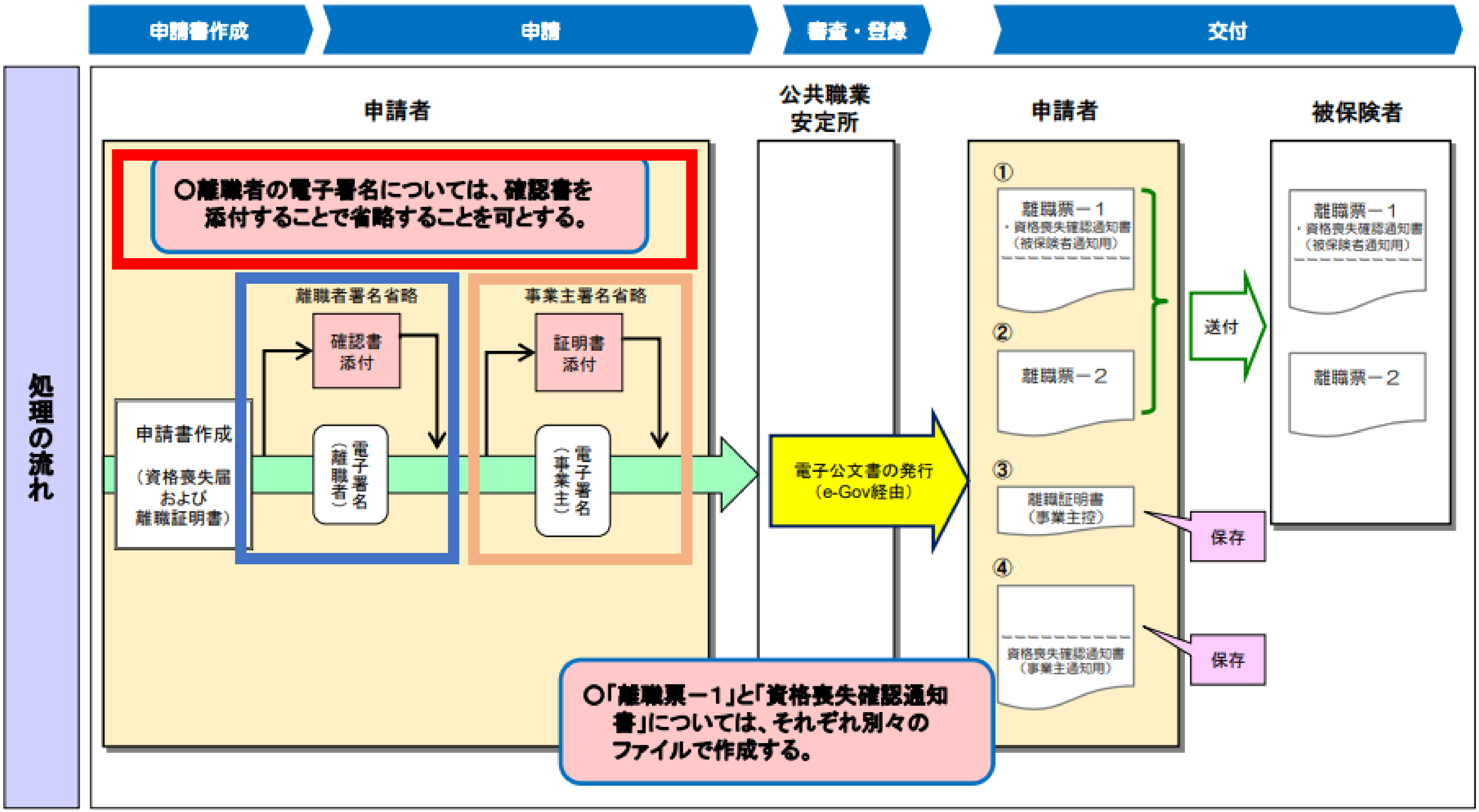
申請書作成
申請
審査・登録
交付
処理の流れ
申請者
公共職業安定所
申請者
被保険者
○離職者の電子署名については、確認書を添付することで省略することを可とする。
離職者署名省略
確認書添付
事業主署名省略
証明書添付
申請書作成
（資格喪失届および離職証明書）
電子署名（離職者）
電子署名（事業主）
電子公文書の発行（e-Gov経由）
①
離職票－1
・資格喪失確認通知書（被保険者通知用）
②
離職票－2
③
離職証明書（事業主控）
④
資格喪失確認通知書（事業主通知用）
送付
離職票－1
・資格喪失確認通知書（被保険者通知用）
離職票－2
保存
保存
○「離職票－1」と「資格喪失確認通知書」については、それぞれ別々のファイルで作成する。

「確認書類の照合省略に係る申出書」をご提出いただき、

照合省略の認可を受けた場合、賃金台帳等の**添付書類の省略**が可能になります

※ 離職理由を確認するための書類等、省略できない書類もあります

ポイント

- 認可を受けるには「過去の取扱い実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるもの」等の一定要件があります
- 認可を受けた場合は、電子申請を含む雇用保険関係の手続きについて離職票、賃金月額証明書、各雇用継続給付支給申請書※に係る賃金台帳・労働者名簿・出勤簿(タイムカード)の添付が省略できるようになります (※支給申請書については事務組合提出不可)
- 電子申請の場合は「離職証明書の記載内容に関する確認書」「被保険者の確認を得られない理由について(事業主の疎明書または社会保険労務士の疎明書)」の添付も省略できます (後日確認させていただく場合がありますので、書類の取得と保存をお願いします)
- 認可を受けた場合であっても、事後に行うサンプリング調査にご協力いただくことがあります
- 照合省略を認めるに不適切な行為があった等の場合は、認可を取り消す場合があります
- 申出書の提出先は事業所の所在地を管轄するハローワークです

照合省略に関するお問い合わせは
事業所管轄のハローワークへ

ご注意ください

※届出期限に遅延がある場合は確認資料の 添付が必要となります
　また、届出内容について確認する必要がある場合、追加で書類の提出をお願いする場合があります

※離職理由を確認するための書類(雇用契約書・退職届等)や事実確認資料(対象者の本人確認資料や休業に係る申出書等)は省略できません

※省略可能書類・記載内容等ご不明な点があれば、あらかじめハローワークへお問い合わせください

雇用保険関係の手続きは電子申請が便利です
詳細はe-Gov のホームページをご確認ください

e-Gov　[e-Gov] 検索

本社一括申請について

本社が照合省略事業所となっていて、さらに本社が定期的に支社の事務処理担当者へ研修等を実施しているなど、支社を含めた適正な届出を行うことができる場合には、本社の所在地を管轄するハローワークに「本社一括における照合省略承認申請書」を提出し、承認されれば、支社も照合省略の対象となります

1	2	3	4	5
事業主（本社）	ハローワーク	事業主（本社）	ハローワーク	事業主(本社・支社)
確認書類の照合省略に係る申出書 を ハローワークへ提出	承認の可否について審査 ↓ 事業所あてに結果を通知	**承認**された場合 本社一括申請における照合省略承認申請書 を ハローワークへ提出	承認の可否について審査 ↓ 事業所あてに結果を通知	**承認**された場合 支社分の届出等も照合省略の対象となります

6. 事前に寄せられた質問の回答

- 電子申請を行なう際に、顧問先企業にご連絡する点（委任状作成等）があればご教示お願い致します。

記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書による被保険者の電子署名の省略。

- **高年齢雇用継続給付**
- **育児休業給付金**
- **介護休業給付金**

「雇用継続給付の同意書の扱い」
（厚生労働省HP）

6. 事前に寄せられた質問の回答

項番	分野	項番	事業主の電子署名省略可能な手続 （提出代行に関する証明書） ※1	被保険者の電子署名省略可能なもの （ ）は必要な書類 ※2
1	雇用保険関係	1	雇用保険被保険者資格取得届	－
		2	雇用保険被保険者資格取得届（連記式）	－
		3	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり、期間等証明票交付あり）	○（離職証明書の記載内容に関する確認書）もしくは(疎明書)
		4	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付を伴わないもの）（連記式・様式記入）	－
		5	雇用保険被保険者資格喪失届提出後の離職票および期間等証明票の交付申請	○（離職証明書の記載内容に関する確認書）もしくは(疎明書)
		6	雇用保険被保険者転勤届	
		7	雇用保険被保険者転勤届（連記式）	－
		8	雇用保険被保険者氏名変更届	－
		9	雇用保険の事業所の設置の届出	－
		10	雇用保険の事業所の廃止の届出	－
		11	雇用保険の事業所の各種変更届	－
		12	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届	－
		13	雇用保険事業所非該当承認の申請	－
		14	雇用保険個人番号登録・変更届	－
		15	雇用保険個人番号登録届（連記式）	－
		16	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認・高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）の申請（初回申請）	○（提出代行に関する同意書）
		17	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金）の申請	○（提出代行に関する同意書）
		18	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢雇用再就職給付金）の申請	○（提出代行に関する同意書）
		19	雇用保険育児休業給付（育児休業基本給付金）の申請（初回申請）	○（提出代行に関する同意書）
		20	雇用保険育児休業給付（育児休業基本給付金）の申請	○（提出代行に関する同意書）
		21	雇用保険育児休業給付(育児休業者職場復帰給付金)の申請	○（提出代行に関する同意書）
		22	介護休業給付（介護休業給付金）の申請	○（提出代行に関する同意書）
		23	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出	○（記載内容に関する確認書）
		24	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認	○（提出代行に関する同意書）

6. 事前に寄せられた質問の回答

- 電子申請を行なう際に、顧問先企業にご連絡する点（委任状作成等）があればご教示お願い致します。

電子申請にあたって必要な労働系の書類一覧

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken/densisinsei.html

6. 事前に寄せられた質問の回答

- 電子申請を行なう際に、顧問先企業にご連絡する点（委任状作成等）があればご教示お願い致します。

➢**健康保険被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届**

事業主が被保険者の届出意思を確認し、備考欄に「**届出意思確認済み**」と記載することで委任状が省略できます。

「事業主の電子署名等に代わる取り扱い」（連合会HP）

6. 事前に寄せられた質問の回答

- 今後、電子申請は電子証明書ではなく、GビズIDが主になるのでしょうか？

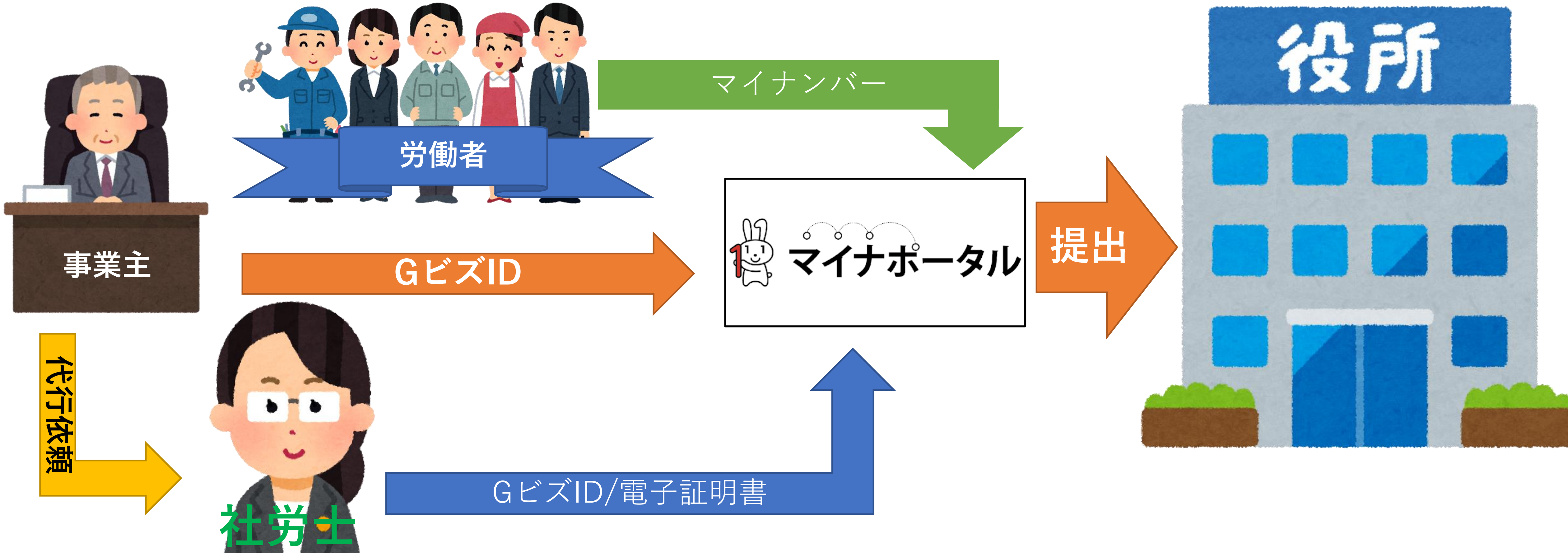

7. まとめ

- GビズIDで電子申請するならプライムを必ず取得する
- 提出代行証明書に社労士証票の写しを忘れずに！
- 電子証明書とGビズIDそれぞれで一長一短
- GビズIDと届書作成ツールと組み合わせると格安業務ソフト運用も。但し健保組合は対応待ち
- 社労士用業務ソフトはまだGビズ対応待ち状態
- 企業向け労務管理・会計ソフトは対応が始まっているので、手続の不明点をアドバイスできるというのも新たな3号業務の形？

8. その他電子申請で困ったら

I. 東京会の会員ページ（要ログイン）の電子申請のページを見る
https://www.tokyosr.jp/member/denshitopix/
II. 連合会の会員ページ（要ログイン）の電子申請のページを見る
https://www.shakaihokenroumushi.jp/members/related_information/tabid/300/Default.aspx
III. 支部HPの会員ページの支部電子化推進員連絡フォームから困ったことを連絡してみる。
https://wp.me/P8Pnaq-3q

9. 参考資料

経済産業省

- ＧビズＩＤクイックマニュアルgBizIDプライム編 ver1.5 2021
- ＧビズＩＤクイックマニュアルgBizIDメンバー編 ver1.5 2021
- ＧビズＩＤポータルサイト

日本年金機構

- 社会保険の電子申請手続きに関する変更について R2.2

全国社会保険労務士会連合会

- 会員ページ

東京都社会保険労務士会

- 会員ページ

ご清聴
ありがとうございました